

第 2 次岡崎市生涯学習推進計画

平成 23 年 3 月

岡崎市

目 次

第1章 生涯学習推進計画の策定にあたって	1
1-1 「生涯学習」について	1
1-2 生涯学習政策等の経緯	1
1-3 計画策定の目的	3
第2章 岡崎市の生涯学習の現状と課題	7
2-1 岡崎市の生涯学習の現状	7
2-2 岡崎市の生涯学習の課題と対応方法	11
第3章 基本構想	13
3-1 基本理念	13
3-2 基本方針	13
3-3 施策の大綱	15
第4章 基本計画	17
4-1 生涯学習力の向上支援	17
4-2 学習・交流機会の提供	19
4-3 生涯学習情報に関わる体制づくり	25
4-4 学習相談の総合窓口の仕組みづくり	28
第5章 計画の推進に向けて	32
5-1 本計画を推進する主体	32
5-2 計画の見直し	33
5-3 計画工程表	34

【資料編】

資料編1 岡崎市生涯学習に関する市民意識調査結果	1
資料編2 生涯学習関係法令一覧	28
資料編3 生涯学習に関する国等の主要な動向	29
資料編4 生涯学習関連施設	35
資料編5 第2次岡崎市生涯学習推進計画策定経過	39

第 1 章 生涯学習推進計画の策定にあたって

1-1. 「生涯学習」について

生涯学習とは、全ての人が、それぞれの生涯を通じて、自発的な意思に基づき主体的に行う学習活動の総称です。生活に必要な知識・技術の習得、余暇に楽しむ趣味や文化活動、スポーツ、レクリエーション、地域の課題に取り組むボランティア活動など、さまざまな内容が生涯学習に含まれます。

また、生涯学習においては、学習の形態も多様です。学習者は、それぞれの目的や動機に応じて、自分に適した学びの場や学習方法を選んで自由に取り組んでいます。例えば、新たな知識・技術を学ぶばかりでなく、既に持っている知識・技術を他の学習者に伝えることも、生涯学習の一つなのです。

今日、社会の変化が急速に進むなか、個人の価値観は多様化し、家庭や地域社会のあり方もさまざまな形に変容しています。このような激しい社会変化に対応するため、そして、より豊かで生きがいの感じられる人生を送るために、一人一人が、自発的・主体的な学習を続けることが重要であると考えられます。

1-2. 生涯学習政策等の経緯

平成 15 年、中央教育審議会は「21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」という観点から、教育基本法の改正と、教育振興基本計画の策定を提言しました¹。そして、「時代や社会が大きく変化していく中で、国民の誰もが生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような社会を実現することが重要」とし、「生涯学習社会の実現」というテーマを提示しました。

この提言を受けた平成 18 年の教育基本法改正では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」とする、「生涯学習の理念（第 3 条）」が新たに定められました。

さらに、この教育基本法改正を受けて、平成 20 年、中央教育審議会は「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」という答申を発表し、今後の生涯学習振興方策の方向性や具体的方策、これらの施策を推進するにあたっての、行政等のあり方を提示しました。

この答申では、近年、これまで以上に生涯学習振興が求められる背景として、 21 世紀は、新しい知識が社会のあらゆる領域で基盤となる「知識基盤社会」の時代であること、②我が国において行財政改革が進む中で、自立した個人が力を合わせて地域の課

¹ 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興計画の在り方について」（平成 15 年 3 月）

題に取り組む重要性が増していること、そして、③世界的に「持続可能な社会」²の構築が求められている中で、その基盤として、一人一人が自らのニーズに基づいて学習した成果を社会に還元し、社会全体の持続的な教育力の向上に貢献する「知の循環型社会」の構築が重要であるとの認識を示しています。

このため、具体的な振興方策の中では、職業能力開発や社会参加、課題解決のための生涯学習について、多く触れられています。また、施策の推進にあたっては、関係する行政機関の間で適切な役割分担・連携を行うことだけでなく、地域のNPOや民間事業者など、民間団体等が果たす役割が大きいことにも言及し、積極的に連携を深めていくことが提言されています。

また、愛知県においても、生涯学習推進本部を中心に生涯学習振興を進めています³。県内の生涯学習を推進するための中核施設として、生涯学習推進センター⁴を設置しているほか、生涯学習情報システム「学びネットあいち」⁵を中心とした広域的な学習情報の提供、学習講座開催による学習機会の提供、学習者が相互に交流する場の提供、学習者が学習成果を発表する場の提供などを行っています。

² 「持続可能な社会」とは、経済・環境・社会の 3つの面で「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させる」ような「持続可能な発展」を基本理念とする、持続可能性のある社会とされています。国連では、2005～2014年を「持続可能な発展のための教育の10年(Decade of Education for Sustainable Development)」とし、持続可能な開発・発展(Sustainable Development)の実現を目指す多様な教育への取り組みを推進するよう、各国政府に働きかけています。

³ 愛知県生涯学習審議会答申「21世紀を展望した愛知県の生涯学習振興の基本方策について」(平成 7年 1月)に「県民一人一人が自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を社会において生かすことにより、日々生きがいを持って充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現」を目指すことが示されています。

⁴ 生涯学習推進センターの設置は、県生涯学習審議会答申「21世紀を展望した愛知県の生涯学習振興の基本方策について」(平成 7年 1月)において提言されました。平成 20年度以降は、財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団によって運営されています。

⁵ <http://www.manabi.pref.aichi.jp/general/top.asp>

1- 3. 計画策定の目的

(1) 第 2次岡崎市生涯学習推進計画策定の背景

岡崎市生涯学習推進計画の策定と推進

岡崎市では、生涯学習の推進を重視し、平成 13 年 3 月に、「岡崎市生涯学習推進計画」を策定しました。全ての市民が輝き、いきいきと、生涯を通じて学び続ける都市を実現するため、平成 22 年までの 10 年間に取り組むべき具体的な施策を明らかにしています。この計画に基づき、高度情報化社会に対応した手法で生涯学習情報を発信したり、多種多様な学習機会を提供したりするなど、数々の事業を展開し、市民が生涯学習活動に取り組みやすい環境づくりを目指してきました。

市民活動の活発化と地域交流センターの開館

岡崎市では、生涯学習の推進と平行し、市民と協働したまちづくりを進めるため、市民活動の活発化を目指したさまざまな取り組みを行ってきました。市に登録している市民活動団体⁶は年々増加し、平成 22 年 12 月 1 日現在、589 団体に及びます。活動内容は、保健・医療・福祉、文化・芸術・スポーツ活動、子ども、社会教育分野など、さまざまな分野にわたり、本市における生涯学習活動の活発化にも寄与しています。

また、平成 17 年度以降、「地域の・地域による・地域のための活動」の活発化を目指す施設として、地域交流センター（北部・南部・西部）を開館しました。各地域の交流拠点として、さまざまな市民活動を支えています。

図書館交流プラザの開館

平成 20 年 11 月には、岡崎市生涯学習推進計画の施策に基づき、生涯学習の中核施設である図書館交流プラザ（通称 L i b r a : りぶら、以下、「りぶら」とします。）を開館しました。りぶらは、「中央図書館」「活動支援」「文化創造」「交流」の 4 つの機能で構成され、市民の多様な生涯学習ニーズに対応しています。

また、りぶらの設置にあたっては、「市民とともに成長する施設」というコンセプトのもと、市民検討ワークショップなどを開催し、設計から管理運営計画まで、市民と行政が協働でつくりあげてきました。

市民の要望や意見が反映された施設であるりぶらは、市民が自ら学び、活躍できる岡崎の知的活動拠点として、これからの社会を先取りできる「人」を育む「楽・習・交流」の場として位置づけられています。

りぶらサポータークラブとの連携

りぶらの設立のために行われた市民検討ワークショップの中で、りぶらを市民の力でより良い施設とするため、「りぶらサポーター」として活動しようという気運

⁶ 市民活動団体とは、不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動（＝市民活動）を行うことを主たる目的とする団体です。（但し、営利目的の活動や、宗教の教義を広め儀式等を行う活動、政治上の主義を推進することを主たる目的とする活動、公序良俗を乱すおそれのある活動等は、市民活動に含まれません。）

が盛り上がり、平成 18 年度より、りぶらサポーター活動が発足しました。

その後、りぶらサポーター活動を母体として、施設の開館と同時に市民活動団体「りぶらサポータークラブ」（以下、「L S C」とします。）が発足し、市民相互の交流の活性化と、岡崎市全体の文化向上及び生涯学習の発展に寄与することを目的として、各種活動を展開しています。

L S C は、りぶらを単なる施設の名称ではなく、「岡崎市全体の生涯学習の象徴」として捉え、りぶらという施設そのもの、そこで働く人々、及び利用する人の全てをサポート対象として考えています。

この考えに基づき、りぶらを活用した岡崎市独自の新しい生涯学習スタイルの研究や、講演会など生涯学習事業の企画運営を行っています。また、L S C は、市民及び市内の生涯学習関連団体等と広範なネットワークを構築しており、さまざまな団体と協働・連携をすることで、多くの市民を巻き込んだ事業を精力的に行っています。

さらに、行政の直接的なサポートとして、市民とりぶらとの交流事業や広報活動など、りぶらの活性化に向けた各種支援事業も行っています。

このように、りぶらでは、市と L S C という市民サポーターが、開館から協働して、市全体の生涯学習推進に取り組んでいます。

市を取り巻く状況の変化と新たな計画策定の必要性

一方、本市を取り巻く状況を見ると、平成 15 年 4 月に中核市⁷となり、さらに、平成 18 年には額田町と合併するという大きな変化がありました。これにより、本市は面積 387.24km²、人口 36 万人に拡大し、西三河の中心地となっています。その後も人口は緩やかに増加を続け、平成 22 年には 37 万人に達しました。

市域が広がったことで新しい地域資源が加わり、活用できる学習資源が増えていきます。また、過去 10 年間で人口が増加したことにより、市全体として、市民が生涯学習に取り組む目的や求める内容は、これまで以上に多様化していると考えられます。

さらに、少子高齢化、超高齢社会、高度情報化、地域格差の拡大、産業構造の変化、経済不況など、社会情勢もめまぐるしく変化しており、このような変化が市民の学習環境に及ぼす影響についても、無視することはできません。

したがって、岡崎市においては、岡崎市生涯学習推進計画策定以降のさまざまな変化に対応していくため、中核的な生涯学習拠点であるりぶらを中心として、各地域の特徴を生かしつつ、市民一人一人がさらに豊かな人生を育むことができるよう、新たな生涯学習のあり方を検討することが必要となっています。そこで、「岡崎市生涯学習推進計画」（以下、「第 1 次計画」とします。）に続く「第 2 次岡崎市生涯学習推進計画」（以下、「本計画」とします。）を策定し、本市における今後の生涯学習推進の方向性を示すこととしました。

⁷ 中核市とは、政令指定都市を除く人口 30 万人以上の都市で、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項に定める政令による指定を受けた市を指します。中核市には、政令指定都市に準じた都道府県の事務権限の一部が移譲されます。

(2) 計画策定の目的

本市における生涯学習推進の目的は、市民一人一人が自立して、自発的に行動する力を育むことです。

自発的に行動していく力は、市民一人一人が生涯学習活動を通じて知識や技能、さまざまな活動経験を蓄積し、市民同士のつながりを築いていく中で育まれると考えられます。

市民が自ら気づき、考え、行動する力を育むことによって、新たな生きがいを発見し、より豊かな人生を形づくることができます。また、自発的に行動する力は、環境や福祉やまちづくりなど、本市において市民を取り巻くさまざまな課題を市民の力で解決していくための土台にもなり、地域全体の力を高めることにつながると考えます。

したがって、本市においては、市民がそれぞれに課題認識を持ち、自ら目標を定め、それに合った学習活動に意欲を持って取り組むことができる環境を整えることで、生涯学習活動をより活発にしていくことが必要です。

また、本市ではこれまで、市民一人一人の生涯学習を支援するため、りぶらの設置、りぶらや市民センターなどの学習施設を中心に開催される各種講座の提供、市の職員による出前講座の提供、生涯学習関連イベントの開催など、生涯学習に関する事業を積極的に展開してきました。また、市民活動団体も活発に活動を行い、一般参加型の各種サークル活動や学習会を行っています。さらに、大学も社会人向けの講座を開催し、民間事業者においても市民対象の各種講座を企画・開催しています。このため、市民が触れられる生涯学習情報は、ますます質・量とも広範にわたっており、市民一人一人がそれら多くの情報の中から最も今の自分に適したものを的確に選び出すことは、困難な状況です。

こうした背景から、本市の生涯学習の推進にあたっては、市内で提供されている豊富な学習機会と市民一人一人とを効果的につなげ、さらに活発に自発的な生涯学習活動を繰り広げられる環境を整備していくことが重要です。

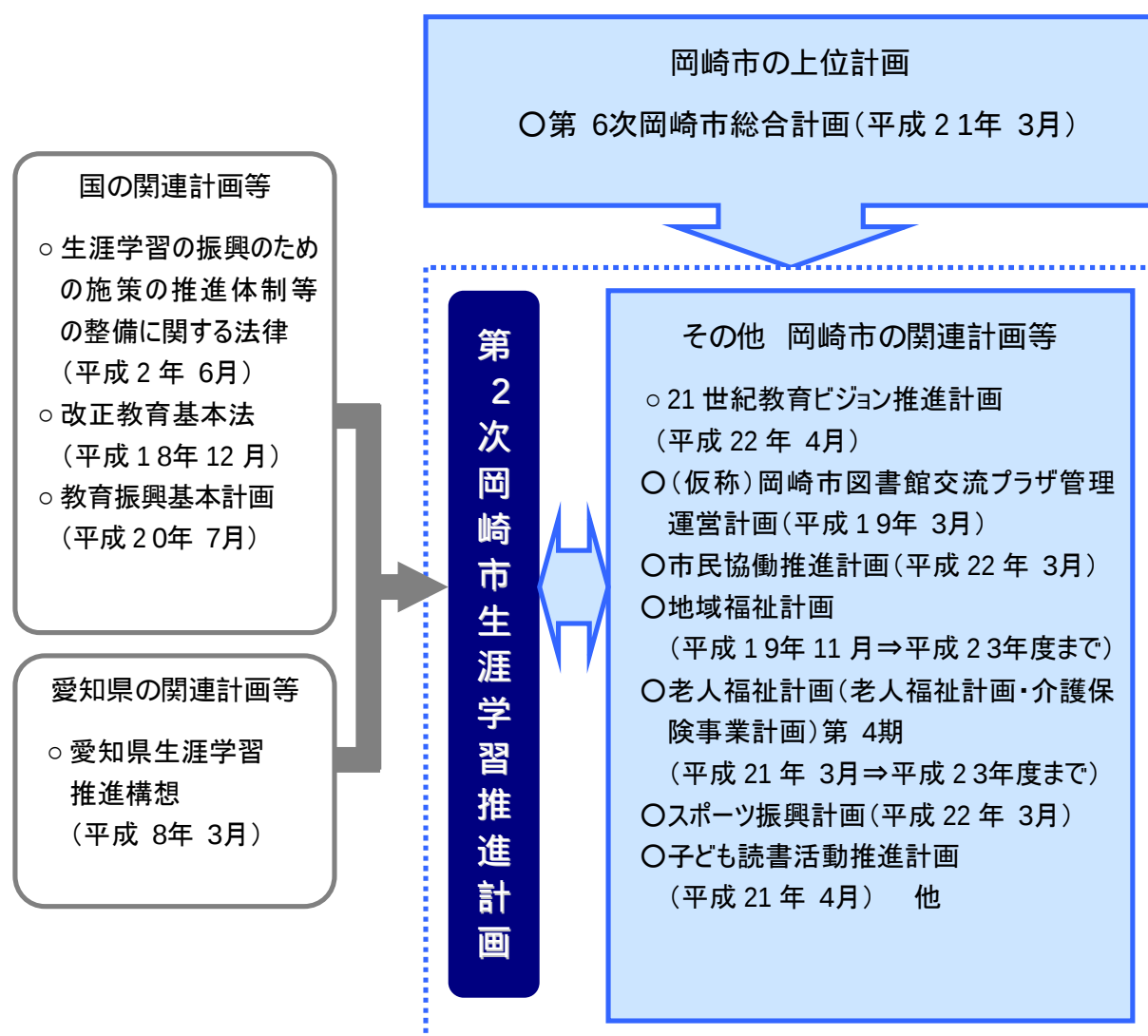
以上のことを念頭におき、今後、りぶらを活用しながら、市がどのような施策を展開すべきかを示すため、本計画を策定します。

なお、本計画を策定するにあたっては、平成21年(2009年)に「岡崎市生涯学習に関する市民意識調査」(以下、「市民意識調査」とします。)を実施しました。その結果を踏まえ、本市の特性を生かし、平成21年(2009年)3月に策定された「第6次岡崎市総合計画」をはじめとした関連計画との整合性を図り、本市の生涯学習推進のための基本理念である「人が輝き 誰もが学び続ける 文化都市 岡崎」の実現に向けて、基本的な方針やそれを具体化する施策を示します。そして、各施策の効果的な実現を目指して、個々の事業を実施していきます。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、「第 6 次岡崎市総合計画」を上位計画とした、生涯学習推進のための基本計画です。国・県の関連計画として、「教育振興基本計画」や「愛知県生涯学習推進構想」などがあります。

また、本市においては、総合計画の下、家庭・学校・地域での子どもの教育、地域における福祉の推進、スポーツや文化活動の振興、図書館を中心とした読書活動の推進など、生涯学習にも関連する計画が策定されています。したがって、本計画では、各計画において定められた施策を尊重しつつ、本市の総合的な生涯学習推進の指針として、りぶらを中核拠点とした生涯学習関連施策の基本的な考え方や事業等の方向性を示すこととします。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度の 10 年間とします。

第 2 章 岡崎市の生涯学習の現状と課題

2- 1. 岡崎市の生涯学習の現状

岡崎市の生涯学習の現状を把握するため、平成 21 年度に市民意識調査を実施しました。この結果をもとに、主な内容を以下に取りまとめました。詳細については、資料編 1 をご参照ください。

(1) 生涯学習の認知度と取り組み状況

- ・ 全ての人が年齢に関係なく学習活動を行う生涯学習という言葉は、浸透しつつありますが、一方で、高齢者だけが行うものという考えも残っています。
- ・ 過去 1 年間⁸の「生涯学習活動」実施率は、67.5%で、公的な施設での教室・講座・講演会への参加が 23.1%と最も多くなっています。
- ・ 市民が生涯学習に求める内容は多岐にわたり、今まで以上に、多様な要望へのきめ細かな対応が求められています。
- ・ 生涯学習活動を行っていない市民のうち、半数近い 43.3%は、今後、生涯学習活動に取り組んでみたいと考えています。
- ・ 地域での生涯学習活動が根付いています。

生涯学習の認知度

生涯学習を推進するためには、市民の皆さんの一人一人に、「生涯学習とは、自分自身が関わるもの」とであると認識していただくことが重要です。

生涯学習についてどの程度認知しているかを聞いたところ、全体の約半数(51%)が、生涯学習のことを知っていると回答しています。

また、生涯学習は、「子どもから高齢者まで年齢に関係なく」何らかの学習活動を行うものであるというイメージを持つ市民が 42.6%に達しており、生涯学習という言葉が浸透しつつあることがうかがえます。一方、生涯学習は「高齢者」が取り組むものというイメージを持つ人も、全体の 34%に達しています。

市民の生涯学習活動状況

過去 1 年間で何らかの生涯学習活動を行っている市民の割合は、67.5%に達し、全国平均を 16.1 ポイント上回っています⁹。また、生涯学習活動をしていない市民(32.5%)のうち、今後、活動する意欲を持っている割合は、43.3%に上っており、

⁸ 市民意識調査は、平成 21 年 11 月に実施しており、回答時点から過去 1 年間の実施状況を尋ねています。(資料編 1 参照)

⁹ 内閣府大臣官房政府広報室「生涯学習に関する世論調査」平成 20 年 5 月

市民の生涯学習に対する意欲は高いと考えられます。

市民が求める生涯学習メニュー

本市では、りぶら及び各地域の市民センターを中心に、さまざまな講座や教室が開催されており、広範にわたる学習メニューが提供されています。このほか、第 1 次計画の施策として挙げられていた、市職員が講師となり、市の業務内容や行政の仕組みを説明する「市職員出前講座」や、市と市内の大学が共催して高度で専門的な学習要求に対応する「市民カレッジ」なども提供されています。また、庁内の各部署においても、さまざまな講座や教室などが開催されています。

市民が取り組んでいる生涯学習の具体的な内容を見ると、健康やスポーツに関する内容が最も多く、47.6%に達しています。次いで、趣味的な活動（40.7%）、職業上必要な知識・技能（33.9%）と続いており、多岐にわたっています。また、現在生涯学習に取り組んでいないけれども、今後、取り組んでみたいと考えている市民は、健康やスポーツ（65.4%）、趣味的な活動（55.8%）、家庭生活に役立つ技能（34.6%）を挙げています。

なお、市に対する要望の 1 つに「メニュー拡充」があり、その中で、「誰もが参加できる内容」や「ニーズが多様化しているため、偏りなく誰もが平等に参加できるように」することが必要であると指摘されています。

また、生涯学習に取り組む時間帯は、全体では、平日の朝・昼、もしくは休日に随時という回答が最も多く挙げられました。

しかしながら、回答者の属性別に見ると、会社員の場合は平日の夜・深夜もしくは休日が最も多く、専業主婦や無職の場合は平日の朝・昼が最も多い結果となっています。市民のライフスタイルの多様化により、要望は多岐にわたっています。そのため、この状況においても、全ての人が取り組むことができるように、メニューの提供方法を再度考える必要があります。

生涯学習活動の場

市民意識調査の結果から、生涯学習に取り組んでいる市民が最も多く参加している活動は、「公的な施設での教室・講座・講演会」（23.1%）であり、市の事業が活用されていることが見受けられます。

また、市民の 56.6% が市内で生涯学習活動に取り組んでいますが、最も多く活用されている場所は、地域の公共施設である「学区市民ホーム」と「市民センター」であり、地域での生涯学習活動が根付いていると考えられます。

（２）生涯学習活動や地域活動を妨げる要因

- ・生涯学習活動ができない理由には、市民自身の要因と、市民自身では解決できない要因があります。
- ・地域活動に参加していない市民が大半を占め、参加していない理由として、「きっかけがない」、「時間的な余裕がない」、「情報がない」ことが挙げられています。

生涯学習活動を妨げる要因

市民が生涯学習活動に取り組むことができない最大の理由は、「時間が取れない」（55.5％）ことと、「経済的にゆとりがない」（31.4％）ことです。

次いで、市民自身では解決できない理由として、「情報がない」（16.8％）、「自分の学びたいものを身近で学ぶことができない」（12.4％）、「学習環境が身近にない」（10.2％）などが挙げられています。

地域活動を妨げる要因

生涯学習は、地域の課題を解決するための手段の一つですが、岡崎市民は、生涯学習活動に対する意欲が強いものの、地域課題を解決するための地域活動や講座に参加している割合は全体の19.5％に留まっています。

地域活動や講座に参加したことがない最大の理由は、「きっかけがないから」（41.3％）です。次いで、「時間的な余裕がない」（36.2％）、「情報がない」（27.8％）という理由が挙げられています。

（３）市民が考える生涯学習と取り組み状況

- ・市民、民間企業及び市が、それぞれの強みを生かし、役割分担をしながら生涯学習を進めることが期待されています。
- ・一人一人の学びの推進と、生涯学習を通じた他者との交流が求められています。
- ・受益者負担に対しては一定の理解が示されています。

役割分担による生涯学習の推進

岡崎市における今後の生涯学習推進主体は、「わからない」（31.1％）と回答した市民を除くと、市役所が中心となるべきと考えている市民が最も多く、27.9％に達しました。次いで、「市民が中心となる」（25.0％）、「民間企業に任せるべき」（6.4％）が挙げられています。

また、1つの主体だけでなく、複数の主体が協働すべきであるという意見が全体の7.8％を占めていました。

なお、市役所が中心となるべきであると回答した市民の中で、「本来は市民が中心となるべきだが、さまざまな課題があるため、市役所が中心となるべきである」

という意見が複数挙げられていることに留意する必要があります。

市民が望む生涯学習の方向性

今後の生涯学習への関わり方として、多く挙げられた回答は、「仲間を増やして交流したい」(38.9%)と「個人でさらに学び続けたい」(37.8%)でした。

市民が、生涯学習活動によって、仲間との交流の広がりを求める一方、個人でさらに学びを深めたいという二つの方向の考えがあることが示されました。

生涯学習に対する費用負担について

生涯学習活動の際の費用負担に関しては、34.8%が「自分が学びたくて学んでいるため負担するのはかまわない」、22.1%が「内容が良くなるのであれば負担するのはかまわない」と回答しています。市民のやる気と質が確保されていれば、受益者負担に対しては、理解が示されています。

(4) 市に対する要望

- ・市の役割として、市内の生涯学習に関するあらゆる情報の集約場所・窓口となることが期待されています。
- ・市に対して、場の提供（公共施設の提供）、メニュー拡充、生涯学習活動費用の負担、アクセスしやすい環境などが求められています。

市民が市に期待する役割として、情報の提供と広報が最も多く挙げられています。

市民が情報を取得する際は、市政だよりが最も多く活用されている(54.2%)ものの、市が作成している生涯学習情報のホームページや生涯学習情報誌の活用度合いは低く(それぞれ8.0%、10.6%)、生涯学習に関する情報提供が十分になされていないと考えられています。

このほか、市民が市に期待する支援として、「場（公共施設）の提供」、「メニュー拡充」、「生涯学習活動費用の負担」、及び「アクセスしやすい環境」などが挙げられています。

2- 2. 岡崎市の生涯学習の課題と対応方法

課題と対応方法 1

市、市民、高等教育機関及び民間事業者など、多様な主体との協働による生涯学習の推進

市民の多くは、市もしくは市民が主導した生涯学習の推進を求めています。また一方で、「複数の主体が協働で推進することが望ましい」という意見も挙げられています。

市は、市民の生涯学習活動の多様化・複雑化が進んでいるため、それら全てに対応することができるよう、市民活動団体、高等教育機関及び民間事業者など、さまざまな主体と連携してきました。今後は、さらに連携を深め、新たな事業を開発したり、各主体の強みを生かした効果的な役割分担を実現したりするなど、市全体が一体となって生涯学習を推進していくことが望ましいと考えます。

具体的には、市は情報提供や場（公共施設）の提供など、高等教育機関や民間事業者は専門性を生かした生涯学習事業の提供などを担い、これらを市民が活用し、一人一人が主体的で活発に学習活動ができる環境を整備していくことが期待されます。

課題と対応方法 2

市民同士で学び合い、より深く、より広く、持続的な学習が可能となる学習活動の仕組みづくり

個人が取り組む生涯学習活動は、自己完結しがちですが、学習活動の成果を、他者に伝え、教え、互いに学び合うことによって、他者との間に学習でのつながりが生まれます。他者とつながり、また、そこでの学び合いを続けることで、一人一人の学習の広がりや深まりがさらに増していくと考えられます。

市民意識調査の結果でも、市民は、生涯学習に関し、仲間を増やして交流することを望んでいます。市民同士で学び合い、その学習活動の輪が市民全体に広がり、市全体で学習活動が活発になるような仕組みづくりを進めていくことが望ましいと考えます。

課題と対応方法 3

全ての市民が、身近な場所で生涯学習に取り組むことができる仕組みづくり

市民意識調査によって、市民は、地域の公共施設において、生涯学習活動を活発に行っていることが明らかとなりました。

また、時間的な余裕がなく、生涯学習活動に取り組むことができない市民でも、身近な地域であれば、生涯学習活動に取り組むことができるようになるかもしれません。

地域での身近な場所としては、既に生涯学習活動施設として活用されている市民センター、地域交流センター及び市民ホームなどが考えられます。

さまざまな事情を抱える全ての市民が、容易に生涯学習に取り組むことができるよう、市民にとって身近な施設である市民センターなどの地域生涯学習拠点を、さらに効果的に活用していくための仕組みづくりを検討する必要があります。

課題と対応方法 4

情報の集約と効果的な提供 生涯学習に関する相談窓口の設置

市民は、生涯学習を推進するため、生涯学習に関するさまざまな情報を求めています。そして、ライフスタイルの多様化や社会情勢の複雑化などによって、市民が求める情報は多岐にわたり、ますます複雑になっていると考えられます。

市民が生涯学習活動を円滑に進めるためには、情報へのアクセスのしやすさや、わかりやすい情報が求められます。

市民は、生涯学習活動に取り組む際、市が提供する情報を主に活用していますが、市内には、市主催の生涯学習事業だけではなく、市民活動団体や民間事業者等が独自に提供する事業も数多くあります。市民が、あらゆる生涯学習事業の情報を身近で容易に得るためには、市の広報手段を活用し、市内の生涯学習関連情報を可能な限り集め、効果的に提供していくことが望まれます。

生涯学習拠点であるりぶらが設置されたことから、今後は、りぶらにおいて、市内の生涯学習情報を一元化していくことが望ましいと考えます。

また、市全体に生涯学習を広げていくためには、生涯学習に関心を持っている市民に対し、関心を持つことだけに留まらず、実際に行動を起こしてもらうよう、後押しすることが重要です。したがって、学習情報の提供だけではなく、学習内容や学習の手段・方法などについても相談に乗ることができる体制づくりが必要だと考えます。そこで、市民の多様な学習ニーズに的確に対応した情報を提案し、学習活動に気軽に参加できるようアドバイスを行う「生涯学習に関する相談窓口」の設置が望まれます。

第 3章 基本構想

3- 1. 基本理念

本市では、第 1次計画において、「岡崎 21世紀プラン」¹⁰の目指す将来都市像や社会的、文化的な背景などを踏まえ、生涯学習推進のための基本理念を設定しています。

本計画においても、第 1次計画の基本理念を継承します。

基本理念

人が輝き 誰もが学び続ける 文化都市 岡崎

人々が活気にあふれ、市民みんなが輝き、誰もが生涯を通じて学び続け、楽しく生きがいのある毎日を送る、古いものと新しいものとの調和のとれた、文化の薫り高い都市づくりを目指します。

3- 2. 基本方針

基本理念である「人が輝き 誰もが学び続ける 文化都市 岡崎」を実現するために、これまでに取り組んできた市民の生涯学習活動の支援を、本市の特性や課題などを踏まえ、再検討を行い、以下に示す基本方針を設定しました。

これら 5つの基本的な考え方にに基づき、より充実した生涯学習施策を推進し、市民の誰もがひかり輝き、いきいきと、生涯を通じて学び続けることができる環境を築いていきます。

¹⁰ 平成12年3月に策定した総合計画で、平成12年度を初年度とし、平成32年度を目標とした基本構想と平成22年度を目標とした基本計画から成ります。「人が輝く、活気に満ちた、美しい都市 岡崎」を将来像としています(平成18年1月1日、額田町との合併による新市建設計画により「人・水・緑が輝く、活気に満ちた、美しい都市 岡崎」に変更されました)。なお、平成21年3月に、21世紀プランの考え方を継承した「岡崎市第 6次総合計画」が新たに策定されています。

基本方針 1

市民一人一人と市民活動団体、民間事業者、市が一体となり、それぞれが自らの特色や専門性を生かしつつ、必要に応じて役割を分担し、お互いが連携・協働し、生涯学習都市の実現を目指していきます。

基本方針 2

学習者同士の伝え合い・学び合いの交流を促すことにより、新たな学びのつながりができ、さらに、一人一人の学習の広がりや深みが増すという「学びのサイクル¹¹」の実現を支援します。また、このサイクルを市全体に広げていくことで、全ての市民が持続可能な生涯学習活動を行えるような、大きな学びのサイクルをつくっていきます。

基本方針 3

市民が容易に生涯学習に取り組むことができるよう、身近な市民センターなどを地域の生涯学習拠点として活用し、そこでの学びや活発な交流を通し、地域での「学びのサイクル」の実現とそれに伴う地域課題の共有を目指します。

基本方針 4

市民の自主的な生涯学習活動が活発に行われている現状を尊重するとともに、全ての市民が生涯にわたり、さまざまな生涯学習活動を容易に行うことができるよう、生涯学習活動に関する情報の収集・分類・提供を活発に行い、市民の学習ニーズに適切に応えることができる環境を実現します。

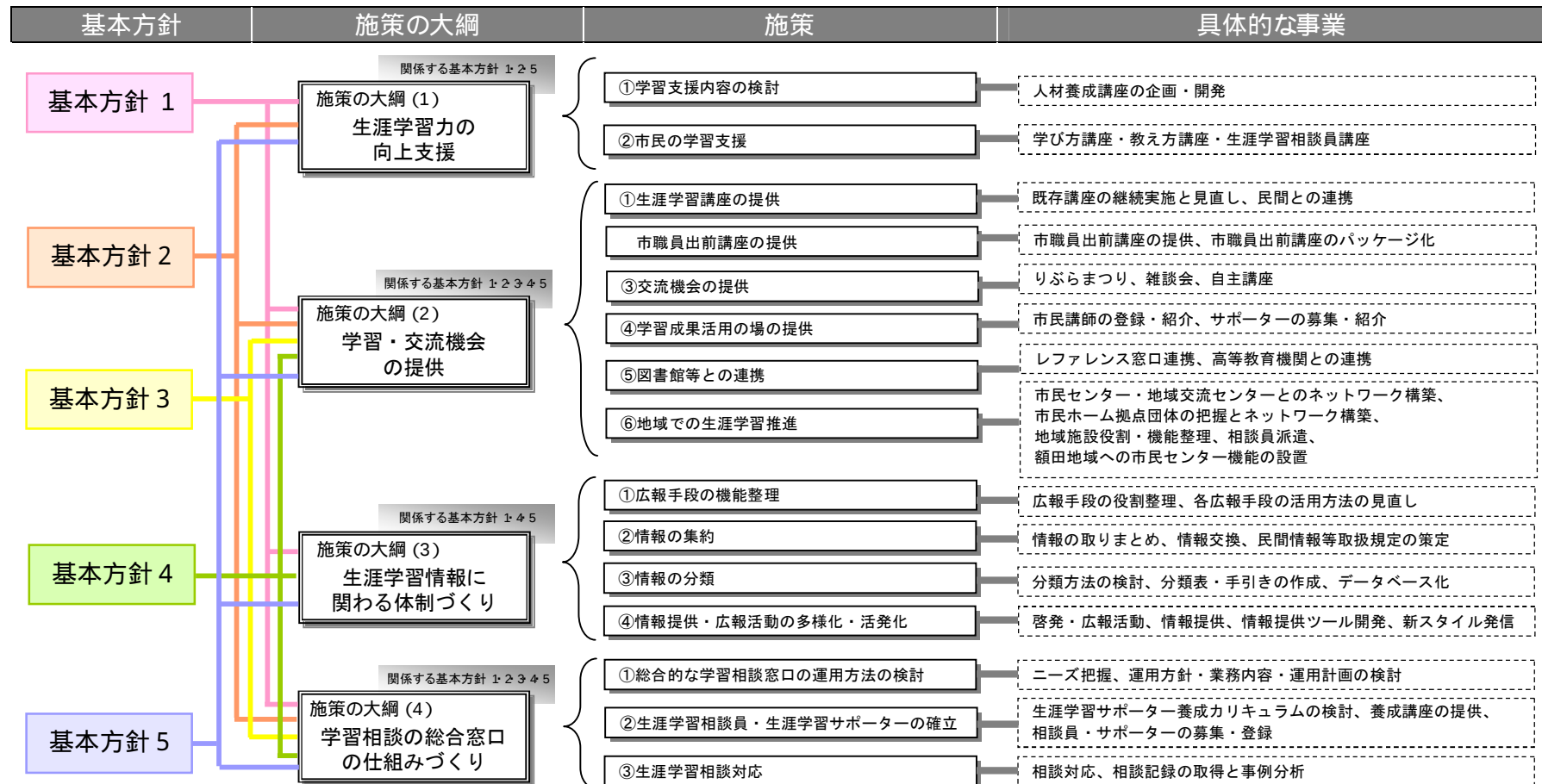
基本方針 5

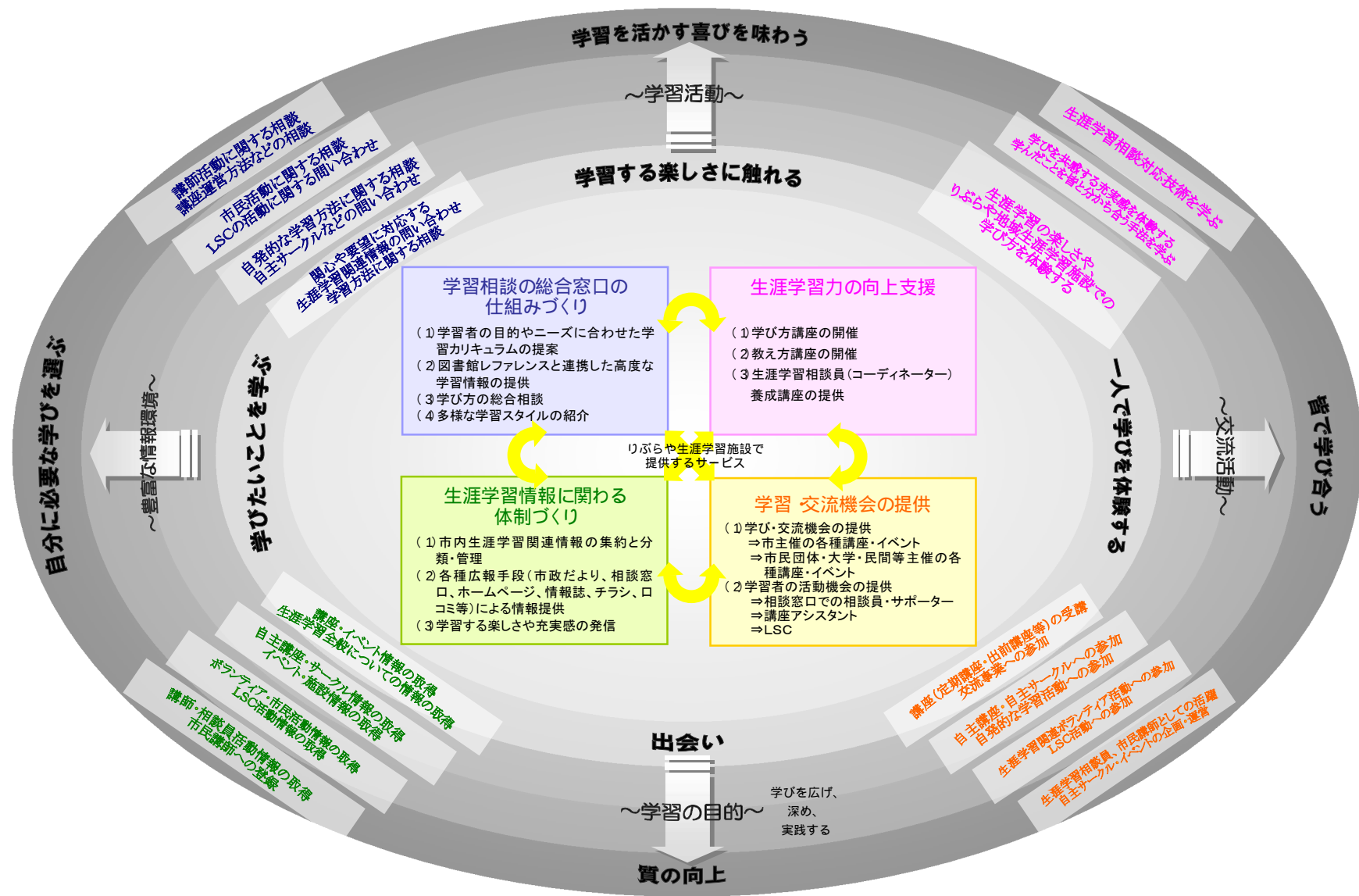
全ての市民が、充実した生涯学習活動を行えるように、生涯学習複合施設である「りぶら」は、市の生涯学習拠点として、市民のさまざまな生涯学習活動を支援していくとともに、「りぶら」の 4つの機能（中央図書館、活動支援、文化創造、交流）を組み合わせ、岡崎市独自の新しい生涯学習の“カタチ”を常に発信していきます。

¹¹「学びのサイクル」のイメージは、p.16の参考イメージ図をご参照ください。

3-3. 施策の大綱

基本理念及び基本方針に基づき、生涯学習を推進するため、重点的に取り組む施策の方向を「施策の大綱」として 4つの柱に整理しました。





第 4章 基本計画

4- 1. 生涯学習力の向上支援

市民が、より主体的に生涯学習活動に取り組むことができるよう、学び方や教え方などを学ぶことができる環境を提供します。また、市の学習相談の総合窓口で活躍する市民の人材育成のため、必要なカリキュラムを提供するなど、市民の生涯学習力の向上を支援します。

(1) 学習支援内容の検討

生涯学習を推進するためには、市民の自発的・主体的な学習活動が重要ですが、学習のきっかけをつかむことができず、自発的な学習活動を行っていない市民もいます。そこで、学習のきっかけとなるよう、学び方についての講座を企画・開発していきます。

また、学んだことを人に伝え・教えるなど、学びを生かすことの喜びを感じ、活動などに移ることができるよう、教え方についても講座を企画・開発します。

さらに、より多くの市民に生涯学習相談員（詳細は、p.28～30「4-4 学習相談の総合窓口の仕組みづくり」をご参照ください。）として活躍してもらうことができるよう、生涯学習相談員養成のためのカリキュラムを開発します。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分 ¹²
生涯学習力向上のための人材養成講座の企画・開発	1・2・5	主体的に学習を進めるための各種講座(学び方・教え方等)を企画・開発する。	H23～24年度	新規
生涯学習相談員養成カリキュラムの検討	1・2	生涯学習相談員・生涯学習サポーターに応募した市民ボランティアを対象として、技術向上を支援するためのカリキュラムをLSCと協働して検討する。	H24～25年度	新規

(2) 市民の学習支援

学習活動に取り組んだことがない市民に対しては、学ぶ楽しさを知ってもらえるような学び方の講座を、学んだことを誰かに伝えてみたいけれども方法がわからない市民に対しては、教え方の講座を、提供します。

¹² 継続: 本計画策定以前から実施している事業
新規: 本計画策定後に新たに実施する事業

また、市の学習相談の総合窓口で活躍することを希望する生涯学習相談員や生涯学習サポーターに対しては、技術向上の機会を提供し、誰でも安心して相談窓口で学習成果を活用することができるよう支援します。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①学び方講座の提供	1・2・5	学ぶ楽しさや学びの広がりを感じられるような生涯学習(学び方)講座を提供する。	H24年度～計画期間中	新規
②教え方講座の提供	1・2・5	学んだことを誰かに伝えてみたい、何かに生かしたいという意欲を持つ市民に対し、わかりやすい伝え方、人を集めて講座を開催するコツなどを学ぶ機会を提供する。	H25年度～計画期間中	新規
生涯学習相談員養成講座の提供	1・2	技術向上を希望する市民ボランティアに対する生涯学習相談員・サポーター養成講座を提供する。	H25年度～計画期間中	新規

4-2. 学習・交流機会の提供

市民が希望する多様な学習機会を提供し、それらをきっかけとして、一人一人の学習活動が継続・発展するような学習環境の整備を推進していきます。

本市では、第1次計画により、幅広い学習分野で、さまざまな学習機会を提供していますが、社会情勢や市民のライフスタイルの急激な変化に的確に対応していくためには、定期的に事業を見直したり、新しい事業を提供したりする必要があります。

したがって、より多様な学習機会を提供するため、LSC、市民活動団体、高等教育機関や民間事業者など、市内に存在するさまざまな生涯学習関連機関と連携を図り、それぞれの特性や専門性を生かし、役割を分担して事業展開を進めていきます。

また、学習機会とともに、一人一人の学習を発展させるためには、学習者同士の交流の場や学習成果を活用する場の提供が不可欠です。そこで、市民が気軽に参加でき、学習を通して交流したり、学習成果を社会へ還元したりできるような場をつくりだすことに努めます。

さらに、このような学習や交流の機会を市内各地域でも効果的に提供できるよう、地域生涯学習活動施設のあり方を見直し、地域での学習活動の活性化につながる事業を検討していきます。

(1) 生涯学習講座の提供

市が生涯学習推進のために企画してきた各種講座を、市民ニーズや社会情勢なども踏まえ、構成・内容及び募集・提供方法などを適宜見直しながら、継続して実施していきます。

また、高等教育機関をはじめ、さまざまな市民活動団体・民間事業者との連携による事業提供を、さらに進めていきます。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①既存講座の継続実施	1・5	これまで市が生涯学習推進のために企画してきた各種講座(男女共同参画講座、国際交流講座、市民活動講座、生涯学習講座、市民センターでの定期講座・市民講座・自主講座等)を継続して実施する。	H23年度～計画期間中	継続
②既存講座の構成・内容の定期的な見直し	1・5	既存講座の構成や内容に関し、生涯学習推進計画をはじめとした市の政策、市民ニーズ、社会情勢等を踏まえ、段階的に見直しを図り、適切な提供に努める。	H23年度～計画期間中	継続

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
③定期講座募集方法の見直し	1・3	・市民が気軽に生涯学習に取り組めるよう、複数の定期講座や自主講座を試しに受けることができる機会を設け、その後に受講を決定できるような仕組みを検討する。 ・キャンセルが発生した場合、抽選に外れた人の中から参加者を募ったり、追加募集をしたりする仕組みも併せて検討する。	H23年度中	新規
④民間事業者等との連携による講座の提供	1・5	民間事業者、市民活動団体や高等教育機関(市内大学等)と連携体制を組み、新たな講座内容や提供方法(企画・運営は連携主体が、広報は市が担当するなど)を検討する。	H23年度～計画期間中	継続・新規

(2) 市職員出前講座の提供

市の職員が各地域に出張し、講師となって行政のさまざまな業務について解説する市職員出前講座を、さらに使いやすい仕組みにしていきます。具体的には、市民の要望に対応したメニューづくりや、テーマ毎に複数の市職員出前講座を組み合わせた独自の連続講座を提供するなど、内容の充実に努めます。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
市職員出前講座の提供	1・2・3	・市民から要望のあった市職員出前講座を提供する。 ・市職員出前講座の新規メニューを検討する。	H23年度～計画期間中	継続
市職員出前講座のパッケージ化	1・2・3	毎年、市民の要望に応じてテーマを設け、複数の市職員出前講座を組み合わせた連続講座などを検討・提供する。	H24年度～計画期間中	新規

(3) 交流機会の提供

市民意識調査の結果によれば、市民は、生涯学習を通じて、仲間を増やしたり、交流したりすることを望んでいます。学習活動における交流や対話は、自分では気づかなかったことに気づいたり、新しい世界を知ったりするための有効な手段だと考えら

れます。

市民が、主体的に学習に取り組むきっかけとなるような、さまざまな交流事業を検討し、提供していきます。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①りぶらまつり	5	りぶらを舞台として、市民・市民活動団体・民間事業者・市などを結びつける交流事業。	H23年度～計画期間中	継続
②(仮称)生涯学習雑談会の企画・実施	2	市民が気軽に参加し、生涯学習に興味を持ってもらえるよう、生涯学習施設で生涯学習をテーマに楽しく会話をする生涯学習交流事業((仮称)生涯学習雑談会)を企画・実施する。	H24年度～計画期間中	新規
③自主講座体験会の検討・実施	1・2・3	市民同士が学びを通じて交流する機会を増やすため、市民が自主講座を体験し、自分に合った講座を探すことができるような交流機会を設ける。	H24年度～計画期間中	新規
④その他交流事業の企画開発	1・2・3	LSCと協働し、学びや交流の意欲を起こすような交流事業の企画開発に取り組む。	H23年度～計画期間中	継続

(4) 学習成果活用場の提供

学習活動を通して得られた知識や技術を周囲に伝えていくことは、さらなる学習の発展につながると考えられます。そこで、学習活動の成果を地域社会やボランティア活動などに還元できる場の整備に努めます。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①生涯学習講師の登録・紹介	1・2	希望する市民を生涯学習講師として登録し、講師を探している市民や市民活動団体に紹介する。	H23年度～計画期間中	継続
②生涯学習サポーターの募集・紹介	1・2	希望する市民を、生涯学習サポーターとして登録し、生涯学習相談支援やさまざまな主体が開催する講座・イベントにおいて、サポート活動の場を紹介する。	H25年度～計画期間中	新規

（５）図書館等との連携

りぶらの機能の一つである中央図書館は、知の宝庫として、市民の学習活動を大きく支えています。例えば、図書館サービスの一つであるレファレンス窓口では、市民の問合せに応じて、図書館資料に関する専門的な情報提供を実施しています。

そこで、今後、市民の生涯学習活動を支援するにあたっては、中央図書館がりぶらの機能の一つであることの利点を生かし、図書館機能をさらに効果的に活用できるよう、具体的な方策について検討していきます。

このほか、市内には、複数の高等教育機関が存在していることから、これらの機関と連携を強めていくことが重要です。市民が容易に高度で専門的な研究に触れる機会を提供するため、高等教育機関に働きかけていきます。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①中央図書館との連携	1・4・5	市民が生涯学習活動をさらに広く、さらに深く行うことが容易になるよう、学習相談の総合窓口と図書館のレファレンス機能との連携のあり方等を検討する。	H25年度～計画期間中	継続
高等教育機関との連携	1・4	高等教育機関の図書館などを市民も活用できるよう高等教育機関に働きかけ、市民が専門的な学習や研究を容易に行える環境づくりを進める。	H23年度～計画期間中	新規

（６）地域での生涯学習推進

身近な地域施設において、生涯学習活動に取り組み、学びを通じた交流活動を進めることにより、地域における文化の継承や地域住民による地域課題の共有につながることを期待できます。

これまでも、市民センターや地域交流センターなどの地域生涯学習拠点施設では、それぞれにおいて、各種生涯学習関連事業を提供してきました。

将来的には、全ての施設で「学びのサイクル」が実現することが望ましいですが、本計画では、各地域施設の役割を明らかにし、学びとの出会いから市民（地域）活動への一連の生涯学習活動を地域で円滑に実現できるような施策を検討していきます。

また、生涯学習拠点であるりぶらとの連携方法や位置づけについても、明らかにします。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①市民センター ¹³ との情報ネットワークの強化	3	・市民センターで活動している自主講座団体等の情報や各種学習情報を把握する。 ・市民センターからの問い合わせに対する学習相談対応	H23年度～計画期間中	継続
②地域交流センター ¹⁴ との情報ネットワークの強化	3	・地域交流センターに設置されている市民活動相談窓口と連携し、市民活動団体による各種事業の情報を把握する。 ・地域交流センターからの問い合わせに対する学習相談対応	H23年度～計画期間中	継続
③市民ホームで活動している市民活動団体の情報把握	3	市民文化局が把握している各学区の学習サークル活動に関する情報を把握する。	H23年度中	新規
④市民ホームで活動している市民活動団体とのネットワーク構築	3	市民文化局から得た情報を元に、各学習サークルと情報交換をし、ネットワークを構築する。	H24年度～計画期間中	新規
⑤地域施設の役割・機能の整理・検討	3	地域交流センター、市民センター、学区市民ホームそれぞれの施設の役割・機能を整理し、将来像を明確化する。	H24年度中	新規
⑥地域への相談員派遣	3	りぶらの学習相談の総合窓口でのサービスを地域学習施設でも提供できるよう、地域学習施設へ相談員が出前出張する。	H27年度～計画期間中	新規
⑦額田地域への市民センター機能の設置	3	市民センターが設置されていない額田地域に対し、住民が身近で容易に生涯学習に取り組めるよう、市民センター機能を同地域の既存施設に設置する。	H25年度～	新規

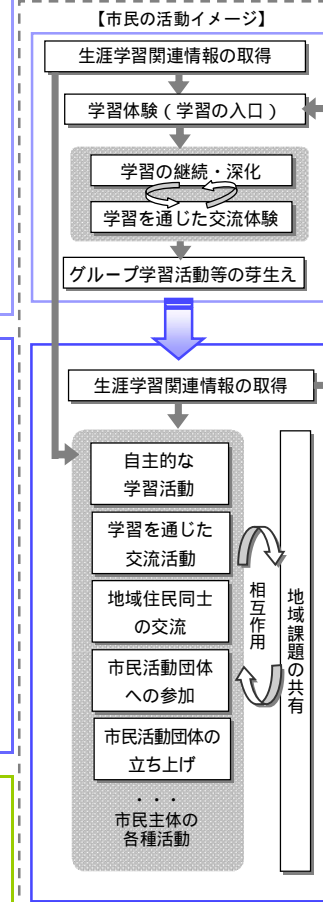
¹³ 市民センターは、社会教育法第20条に定められた公民館で、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」としています。

また、同法第22条に定められるよう、定期講座の開催、講習会・講演会の開催、図書・資料等を備え利用を図ることなどの事業を実施しています。

¹⁴ 地域交流センターは、市民活動支援機能の充実や、ボランティア活動の受け皿整備、地域レベルの防災機能の充実など、「地域レベルのまちづくり活動推進とシビルミニマムを充足するための複合機能を有する交流拠点」として整備されてきました。地域住民の「ふれあいと交流」を通じて、「地域の・地域による・地域のための活動」の活発化を図るための施設で、現在、北部・南部・西部の3館があります。また、平成24年には、東部地域交流センターを開館する予定です。

参考資料：地域生涯学習施設における生涯学習推進

市内の地域拠点 ¹	施設の概要	生涯学習拠点としての役割(現況)	第2次計画での目的を達成するための各施設の役割分担(案)	必要な事業
1 市民センター (公民館施設)	①施設コンセプト ・市民の生涯学習活動の拠点 ②実施事業 ・定期講座(文化・教養・趣味等) ・市民講座(現代の課題・生活課題等) ・自主講座 ③その他 ・市内 7 箇所に設置 ² (中央、南部、大平、東部、岩津、矢作、六ツ美) ・市の直営	・個人学習活動の体験・継続の場	【学習・交流との出会いの場】 ・市内の生涯学習関連情報に触れる場 ・さまざまな主体(市民活動団体、市民個人、民間企業、市等)による生涯学習講座を受講する場 ・学習経験を深める場 ・学習者同士の交流の場 ・自主的な学習活動を始める場	・学習相談の総合窓口との情報交換 ・相談員・サポーターによる学習相談事業 ・定期講座等のあり方の見直し ・交流事業 ・自主講座団体への支援(地域交流センターへの誘導・広報等)
2 地域交流センター (コミュニティセンター)	①施設コンセプト ・地域・ふれあい・交流 ②施設機能 ・市民ボランティア活動の支援 ・地域の防災活動拠点として、自主防災組織の育成や活動の支援など ・地域住民の文化活動の支援と情報提供 ・市民活動のための施設提供(貸館機能) ③その他 ・市内 3箇所に設置(北部、南部、西部) ・H24年に東部に開館予定 ・指定管理者による運営 ・地域代表者を含めた運営協議会の設置 ・市民活動の相談を受けている	・市民の自主的な活動(講座の提供・運営、市民活動等)を実践する場 ・学習活動の体験・継続の場 ・市民活動の相談の場 ・地域住民の交流の場	【学習から行動への発展の場】 ・生涯学習関連情報を市民活動に生かす場 ・市民活動団体等の活動の場 ・市民活動団体等の交流の場 ・自主的なグループ学習活動 ・市民活動の場 ・地域住民の交流の場 ・地域課題の共有の場	・学習相談の総合窓口と市民活動相談窓口との連携による情報収集・提供 ・交流事業
3 市民ホーム	・ほぼ全ての小学校区に設置されている ・学区住民のためのコミュニティ・文化活動の場 ⇒原則、学区住民のみが利用可能 ・指定管理者による運営 ・管理人の常駐はない ・和室、図書室、ホール等を備えている	・地域住民の自主的な活動(講座の提供・運営、市民活動等)を実践する場 ・地域住民の学習活動の体験・継続の場 ・地域住民の交流の場	【地域での学習活動実践の場】 ・地域住民の学習活動・交流の場	・りぶらと市民ホームを拠点として活動している市民団体とのネットワーク構築



1: 市内の地域拠点とは、岡崎市内の各地域に複数設置されており、地域住民が生涯学習を中心とした活動を行っている場所を指します。

2: 現在、市民センターのない額田地域に対しては、既存施設を活用し、市民センター機能を設置します。

4-3. 生涯学習情報に関わる体制づくり

市民が、より身近で気軽に生涯学習活動に取り組むためには、必要な情報を、いつでも、だれでも、どこでも、すぐに得られる環境をつくることが重要です。そのためには、情報を一元的に集め、整理し、提供することが有効です。そこで、生涯学習に関連する人、事業及び情報が集まりぶらに情報を集め、さまざまな広報手段を活用したわかりやすい情報提供を進めていきます。

市では、これまで生涯学習情報誌の発行やホームページでの情報発信など、さまざまな手段で情報提供に取り組んできました。しかし、市民意識調査結果によれば、市政だよりを除き、各種広報手段は、必ずしも市民に効果的に活用されているとはいえないことがうかがえます。

このため、豊富な情報を集めるだけでなく、きめ細かく分類・整理するなど、生涯学習に取り組む市民が利用しやすいよう、効果的に学習情報を提供することができるような体制を整えます。

さらに、りぶらに一元化された情報は、各地域施設でも同じように入手できるよう、りぶらと各施設との間に学習情報のネットワークを築きます。

(1) 広報手段の機能整理

市民が活用する広報手段は、生活スタイルによってさまざまだと考えられます。市民が、情報をより身近に感じられるよう、現在活用している各種広報手段の強みと役割を整理し、効果的な情報提供が可能となる方法を検討します。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
広報手段の役割整理	4	現在活用している市政だより、ホームページ、生涯学習情報誌、チラシなど、各広報手段の強みと役割を整理します。	H23年度中	継続
②各広報手段の活用方法の見直し	4	各広報手段の役割を勘案し、それぞれの広報手段の効果的な活用方法について検討します。	H23年度中	継続

(2) 情報の集約

市内のさまざまな生涯学習情報を集約します。市が開催する生涯学習関連事業を把握することはもちろん、LSCや高等教育機関とも情報交換を行い、市以外の主体が主催する生涯学習関連事業などについても把握していきます。

また、市民活動団体や民間事業者などが開催する生涯学習関連事業の情報に関しても、積極的に収集を行い、一定の基準を設けながら、市民に提供していくことを検討します。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①庁内情報の取りまとめ (講座・イベント)	4	市主催の生涯学習関連情報を一括して取りまとめる。	H23年度～ 計画期間中	継続
②庁内情報の取りまとめ (施設)	4	施設予約システムなどを活用し、生涯学習関連施設の空き情報などを把握することで、市民からの問い合わせに対応できるようにする。	H23年度～ 計画期間中	継続
③LSCとの情報交換	1・4	LSCと連携し、収集した生涯学習関連情報について共有する。	H23年度～ 計画期間中	新規
高等教育機関との情報交換	1・4	市内にある高等教育機関で提供される生涯学習関連事業などの情報を把握する。	H23年度～ 計画期間中	継続
⑤民間事業者の情報等 取扱い規定の策定	1・4	民間事業者などから任意で寄せられた情報を市が市民に対して提供する場合の採用基準など、情報取扱いの規定を策定する。	H23年度中	新規
⑥任意提供情報の取り まとめ	1・4	民間事業者等が開催する生涯学習関連事業の情報で、当該主体から提供を受けたものを取りまとめる。	ガイドライン 策定後の H24年度～ 計画期間中	新規

(3) 情報の分類

多くの情報の中から、市民が自分に必要な情報を的確に選び出すことは困難であることもあります。そこで、集めた情報の中から容易に必要な情報が得られるように、さまざまな分類方法を検討します。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①情報分類方法の検討	4・5	・集めた情報の中から容易に必要な情報が得られるよう、情報の分類方法を検討する。 ・情報は、相談窓口で活用するため、相談窓口の仕組みづくりと並行して検討する。	H23年度中	新規
②情報分類表・分類の手 引きの作成	4・5	情報分類が容易にできるよう、情報分類表・分類の手引きなどを作成する。	H23～24年 度	新規

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
③既存情報の整理・データベース化	4 5	既に市に蓄積されている既存情報を、情報分類表に沿って分類し、データベース化する。	H24年度中	新規
④新規取得情報の分類とデータベース化	4 5	継続的に情報を取得し、分類表に沿って分類・データベース化を行う。	H25年度～計画期間中	新規

(4) 情報提供・広報活動の多様化・活発化

各種広報手段を活用し、市民がより身近で生涯学習に興味を持つことができるよう、啓発・広報活動を実施します。特に、新たに設置する学習相談の総合窓口に関しては、市民に広く知ってもらえるよう、積極的に情報発信を行います。また、LSCと協働し、りぶらを活用した本市独自の生涯学習のスタイルを提案し、発信していきます。

さらに、より効果的に情報を提供していくため、新しい情報発信方法についても、検討していきます。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①生涯学習に関する啓発・広報活動	4 5	・生涯学習に関する啓発活動 ・生涯学習施設に関する広報活動 ・学習相談の総合窓口に関する広報活動	H23年度～計画期間中	継続 / 新規
②既存広報手段を活用した生涯学習情報の提供	4	市民に対し、市政だより、ホームページ、生涯学習情報誌、チラシを活用し、生涯学習関連情報を適宜提供する。	H23年度～計画期間中	継続
③新規情報発信方法の開発	4	これまで活用してきた情報発信方法だけでなく、口コミなど、新たに効果的な方法を検討する。 【例】 ・掲示板に市民が自由におすすめ情報を掲示する。 ・生涯学習口コミノートを施設に設置し、おすすめ情報を市民に書いてもらう。	H23年度中（H24年度より実施）	新規
④りぶらを活用した新たな生涯学習スタイルの発信	5	LSCと協働し、りぶらを活用した岡崎市独自の生涯学習スタイルを開拓し、相談窓口やホームページなど、各種広報手段を活用して発信していく。	H23年度～計画期間中	継続

4- 4. 学習相談の総合窓口の仕組みづくり

これまで、第 1 次計画に基づいて、市政だより、生涯学習情報誌及びインターネットホームページ等でたくさんの生涯学習情報を、市民の皆さんに提供してきました。また、多くの市民活動団体、高等教育機関や民間事業者においてもさまざまな講座、イベントなどの生涯学習情報を発信し、提供しています。

しかし、これらの情報が多くあふれすぎて、この中から、自分で今本当に学びたい・参加したいというものをすぐを選び出すことが難しくなっています。このため、これら多くの生涯学習情報と、学習者とを的確につなぐ役割を持つ生涯学習支援者（相談員・サポーター）が必要です。この生涯学習支援者の活躍により、生涯学習情報と学習者が容易につながり、学習者が学びたいと思ったときに、学べることがすぐに見つけられ、学習者の学習意欲がさらに増すことが期待できます。

そこで、りぶら内に学習相談の総合窓口を設置し、生涯学習支援者が相談等に対応できる場を設けることを検討していきます。

また、「学びのサイクル」を市民の力で実現するために、この生涯学習支援者についても、市民の皆さんに、これまで培ってきた知識や経験などを生かして活躍していただき、充実した相談対応により、市民の生涯学習活動を支えていきます。

（1）学習相談の総合窓口の運用方法の検討

学習相談の総合窓口を設置するにあたっては、まず、利用者となる市民の学習相談・情報提供に関するニーズを把握する必要があります。市の窓口には、生涯学習に関わる問い合わせや相談が寄せられますが、その内容から、市民が生涯学習に関し、何を知りたいのかを、分析します。この結果を踏まえて、学習相談の総合窓口を設置する目的や提供するサービス内容を検討し、運用方針を策定します。

学習相談の総合窓口において提供するサービス内容に合った業務内容、業務を実施する人員体制・役割分担、及び業務運用手順などの具体的な運用計画については、L S C と協働・連携して検討します。そして、相談サービスの質を確保するため、必要に応じてマニュアルなどを作成します。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①生涯学習相談ニーズの把握	2・4・5	市の窓口寄せられる生涯学習に関する問い合わせや相談事項について取りまとめ、市民のニーズを分析する。	H23年度～計画期間中	継続
学習相談の総合窓口運用方針の検討	2・4・5	りぶらで学習相談の総合窓口を開設するため、相談窓口の運用方針を策定する。	H23年度中	新規

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
学習相談の総合窓口の業務内容の検討	2・4・5	・学習相談の総合窓口で提供するサービス内容を基に、業務内容を検討する。 ・LSCと連携のうえ、検討する。	H24年度中	新規
学習相談の総合窓口の運用計画(運用手順・運用体制等)の検討	2・4・5	業務の役割分担(市、市民ボランティア、LSC)と運用手順を明確化する。運用手順に関しては、相談サービスの質を確保するため、必要に応じてマニュアル化する。	H24年度中	新規

(2) 生涯学習相談員・生涯学習サポーターの確立

学習相談の総合窓口を設置するにあたり、市民の生涯学習活動を支援したい市民ボランティアを募り、生涯学習相談員・生涯学習サポーターとして、活躍できる場を提供します。

これまで培ったさまざまな経験を生かしてもらい、相談者にとって学習相談がより充実したものになるよう、生涯学習相談員及び生涯学習サポーターは、幅広く募集します。

そして、希望する市民が、学習相談窓口での業務にあたって必要な知識を学ぶことができるよう、LSCと協働で、市独自の養成カリキュラムを検討し、生涯学習相談員・生涯学習サポーターとして活躍する市民を支えます。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①生涯学習相談員養成カリキュラムの検討	1・2	生涯学習相談員・生涯学習サポーターに応募した市民ボランティアを対象として、技術向上を支援するためのカリキュラムをLSCと協働して検討する。	H24～25年度	新規
②生涯学習相談員養成講座の提供	1・2	技術向上を希望する市民ボランティアに対する生涯学習相談員・サポーター養成講座を提供する。	H25年度～計画期間中	新規
③生涯学習相談員・生涯学習サポーターとなる市民ボランティアの募集・登録	1・2	生涯学習相談員・生涯学習サポーター希望者を募集・登録する。	H25年度～計画期間中	新規

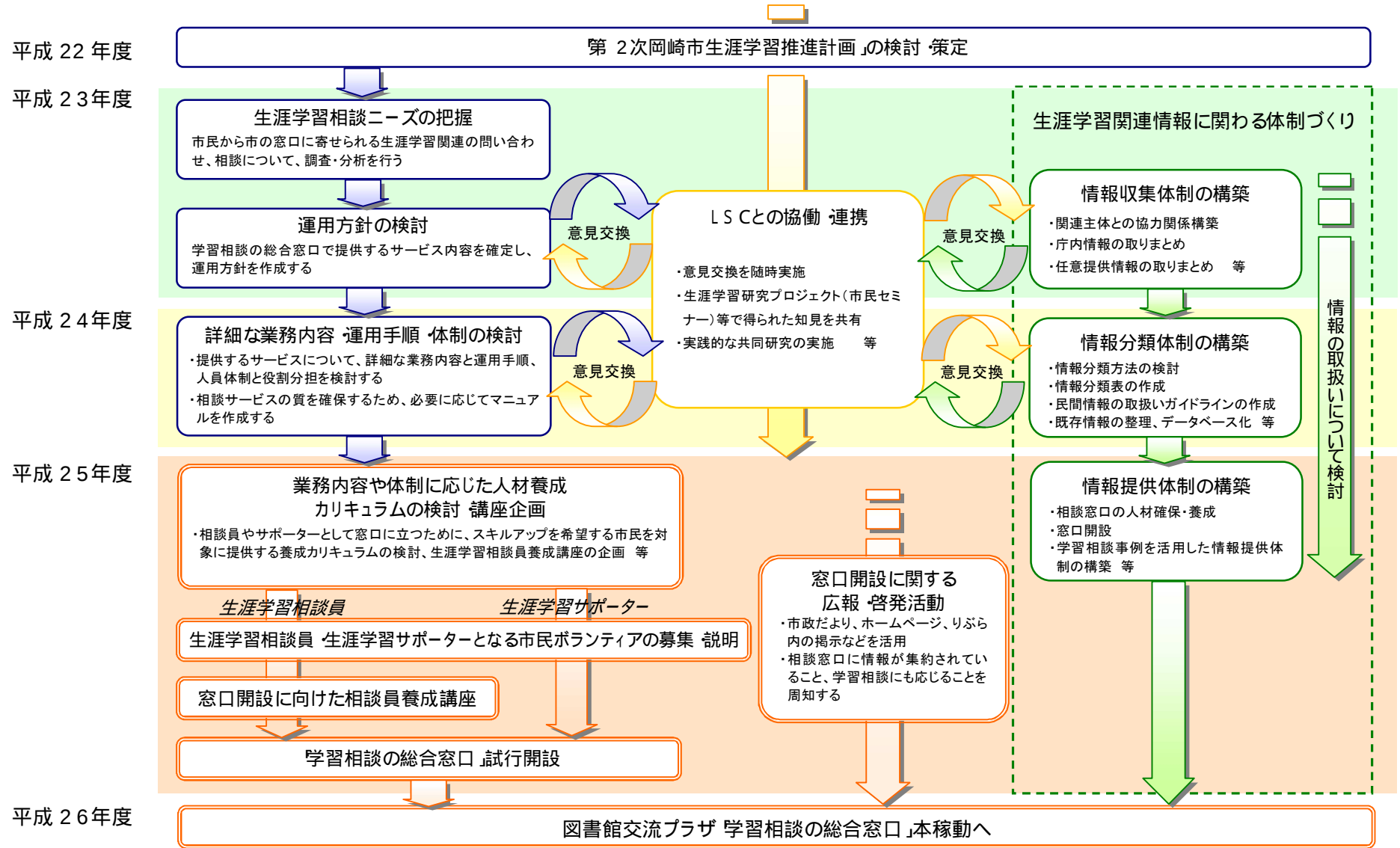
（３）生涯学習相談対応

学習相談の総合窓口においては、生涯学習相談員が学習相談に総合的に対応し、自発的な学習方法・多様な学習スタイルの紹介や、学習メニューの提案などを行います。一方、生涯学習サポーターは、市内の生涯学習関連情報を管理し、学習者のニーズに合わせて講座・イベント・講師等の情報を体系的に案内する役割などを担います。

学習相談の総合窓口での学習相談・情報提供にあたっては、事例を蓄積し、その後の運用計画の見直しや、日々の学習相談・情報提供、さらには、新規生涯学習講座メニューや事業の開発などに活用します。

事業名	対応する基本方針	概要	目標時期	事業区分
①生涯学習相談員による相談対応	1・2・4・5	・自発的な学習方法など、「学び方」の相談対応 ・現在の学習活動を次へつなげる提案 ・学びのニーズに合った学習メニューの提案	H25年度～計画期間中	新規
②生涯学習サポーターによる相談対応	1・2・4・5	・興味に応じた講座・イベント・講師・市民活動団体などの紹介 ・市内生涯学習情報の管理	H25年度～計画期間中	新規
③生涯学習相談の記録と事例分析	4	・相談対応事例を蓄積するため、相談内容等について記録する。 ・事例分析から明らかになった傾向などを、新たな提供メニュー・カリキュラムや今後の情報提供に活用する。	H25年度～計画期間中	新規

参考資料 学習相談の総合窓口開設に向けた工程表



第 5 章 計画の推進に向けて

5- 1. 本計画を推進する主体

本計画を推進し、市民の皆さんの生涯学習がさらに広く深くなるためには、市や活動する市民の皆さんはもちろんのこと、L S C や市民活動団体、大学などの高等教育機関、民間事業者、N P O 等が、それぞれの強みを生かして役割を分担し、互いに連携しあうことが必要不可欠です。

また、本市は、りぶらを生涯学習推進の中核施設として位置づけ、りぶらにおいて、各主体の役割・強みなどを生かした生涯学習推進を実現するための支援に努めます。

(1) 市民・市民活動団体

生涯学習を推進する主役は、市民です。一人一人が、自発的な意思に基づき、自分に合った方法や手段で、興味や関心のあることを、生涯にわたって学習することが重要です。

また、個人で講座や教室を受けるだけでなく、市民活動団体などの活動の中で、学んだ成果を他者に伝えていくことも、学習を広げ、深める有効な方法です。

さらに、学習活動が、学習仲間や地域住民同士で交流に発展し、学習における成果と課題を共有していくことで、市全体に生涯学習の輪が広まると考えられます。

(2) 高等教育機関、民間事業者、N P O 等

市内には、大学などの高等教育機関や生涯学習関連事業を提供している民間事業者が存在しています。これまでも、それぞれの専門性や特色を生かし、市民のさまざまな学習ニーズに対応できるような講座や教室など、市民が学びを深める機会をそれぞれが提供しています。

今後は、さらにさまざまな主体と連携・協働し、市民の多様なニーズに応える新たな講座や教室などを提供できるよう、働きかけていきます。

(3) L S C

L S C は、第 1 章（1-3 計画策定の目的 ③りぶらサポータークラブとの連携をご参照ください。）で示したとおり、市民の生涯学習活動の支援者として、りぶらに拠点を置き、さまざまな事業を展開し、実績をあげています。

これまでの実績から、L S C には、生涯学習関連事業の企画力、市・りぶらとの協働関係、生涯学習に関する高い専門力、市民及び生涯学習関連市民活動団体等とのつながり、という独自の強みや特徴があります。

これらの強み・特徴を持つ L S C の活躍は、本計画に示される市の生涯学習推進を実現するために、必要不可欠です。今後も、市民と市・りぶらとのつなぎ役として、L S C は市全体の生涯学習支援を継続・発展させ、本市の生涯学習推進の一端を担っ

ていきます。

(4) 市

本計画に示された各施策は、生涯学習拠点であるりぶらを中心として推進されます。りぶらでは、生涯学習推進を担当する市民活動総合支援センターをはじめ、りぶらの機能の一つである中央図書館と協働し、相互に連携を図って、市の生涯学習振興に努めます。

市は、これまで、第1次計画により、さまざまな講座の開発や提供、市が主催する学習情報の提供、成果活用の際の提供に取り組んできました。今後も、これまでの取り組みを継続するだけでなく、上記に示すさまざまな主体と協力・連携し、本計画で新たに示した施策に取り組めます。

5-2. 計画の見直し

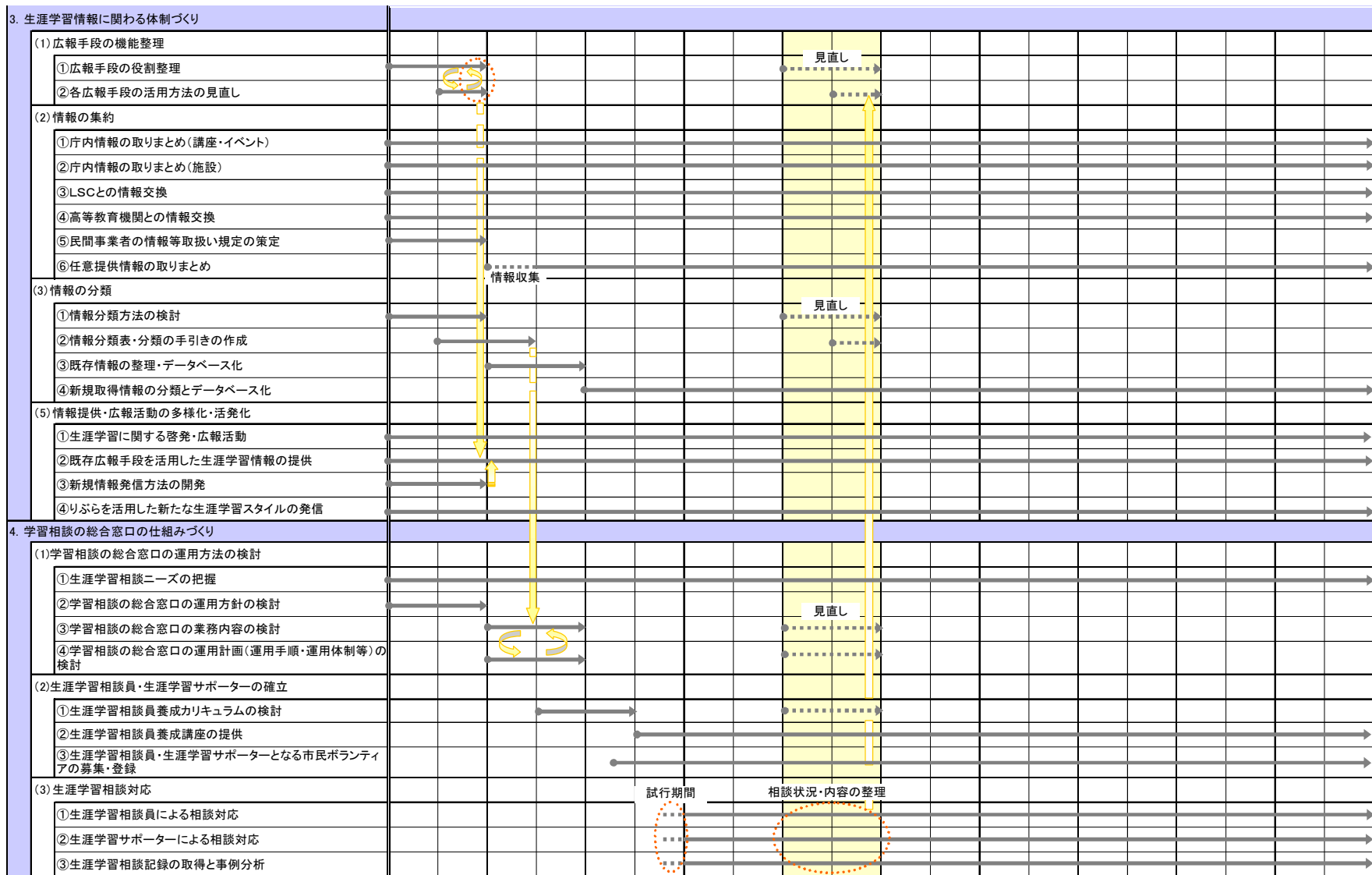
本計画は、平成32年度を目標として施策の推進を図るものですが、社会情勢の変化や計画の進捗状況に合わせて、随時見直しが必要です。

本計画に示された各事業は、毎年、計画工程表を基に執行状況を確認し、課題が明らかになった場合は、当該事業の見直しを図ります。

なお、中間年にあたる平成27年度に、進行状況の検証を行い、その結果、必要な見直しを行うことでさらなる充実を図ります。

5- 3. 計画工程表

施策・事業名	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
1. 生涯学習力の向上支援										
(1) 学習支援内容の検討										
①生涯学習力向上のための人材養成講座の企画・開発	学び方講座	教え方講座			見直し					
②生涯学習相談員養成カリキュラムの検討										
(2) 市民の学習支援										
①学び方講座の提供										
②教え方講座の提供										
③生涯学習相談員養成講座の提供										
2. 学習・交流機会の提供										
(1) 生涯学習講座の提供										
①既存講座の継続実施										
②既存講座の構成・内容の定期的な見直し					見直し					
③定期講座募集方法の見直し										
④民間事業者等との連携による講座の提供										
(2) 出前講座の提供										
①市職員出前講座の提供										
②市職員出前講座のパッケージ化	検討									
(3) 交流機会の提供										
①りぶらまつり										
②(仮称)生涯学習雑談会の企画・実施	検討									
③自主講座体験会の検討・実施	検討									
④その他交流事業の企画開発										
(4) 学習成果活用場の提供										
①生涯学習講師の登録・紹介										
②生涯学習サポーターの募集・紹介										
(5) 図書館等との連携										
①中央図書館との連携										
②高等教育機関等との連携										
(6) 地域での生涯学習推進										
①市民センターとの情報ネットワークの強化										
③地域交流センターとの情報ネットワークの強化										
③市民ホームで活動している市民活動団体の情報把握										
④市民ホームで活動している市民活動団体とのネットワーク構築										
⑤地域施設の役割・機能の整理・検討										
⑥地域への相談員派遣										
⑦額田地域への市民センター機能の設置	検討									



資料編

資料編 1 岡崎市生涯学習に関する市民意識調査結果

岡崎市生涯学習に関する市民意識調査を、以下の要領で実施しました。¹

- 調査対象

岡崎市に居住する満 18 歳以上の男女

- 抽出方法

世代別、性別、居住地・無作為抽出

- 調査期間

平成 21 年 11 月 7 日～11 月 23 日（ただし、平成 22 年 1 月末までに回収したものは有効としています。）

- 回収結果

発送数	:	3,000
有効回収数	:	810
有効回収率	:	27%

※参考：岡崎市 スポーツに関するアンケート調査【平成 20 年度実施】

発送数：4,000 有効回収数：1,664 回収率：41.6%

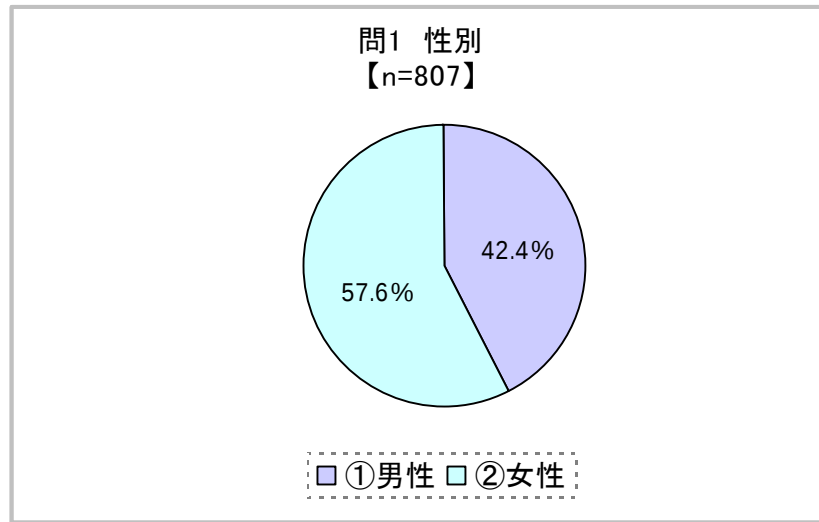
¹ この市民意識調査の他に、市内生涯学習関連活動施設（市民センター（7施設）、地域交流センター（3施設）及び図書館交流プラザ活動施設）において、市民意識調査回答者を除く各施設利用者を対象に同様の調査（以下、「施設利用者調査」）を実施しました。

- ・調査依頼数 各施設 60名 計 660名
- ・有効回答数 430名（回答率 65.2%）

1 回答者の属性について

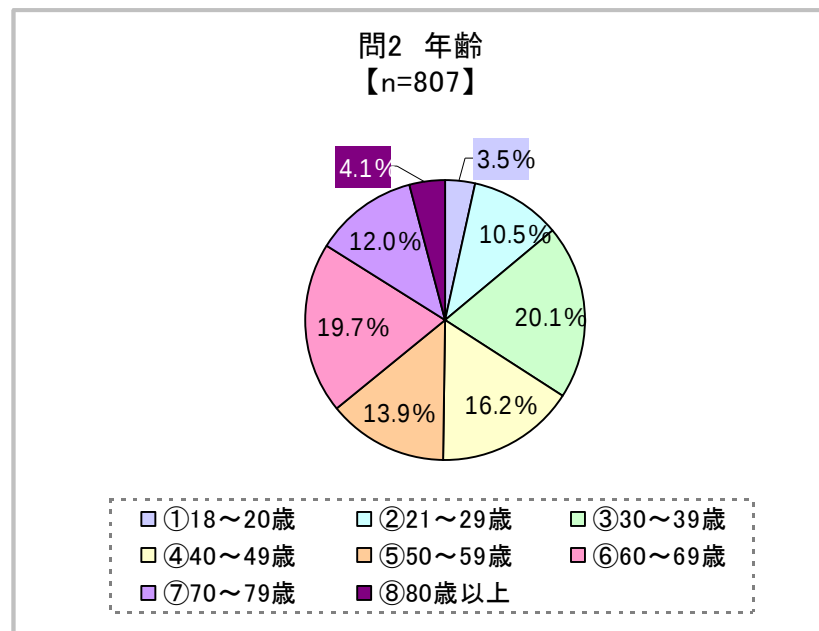
(1) 性別

女性が回答者の約 6割を占めています。



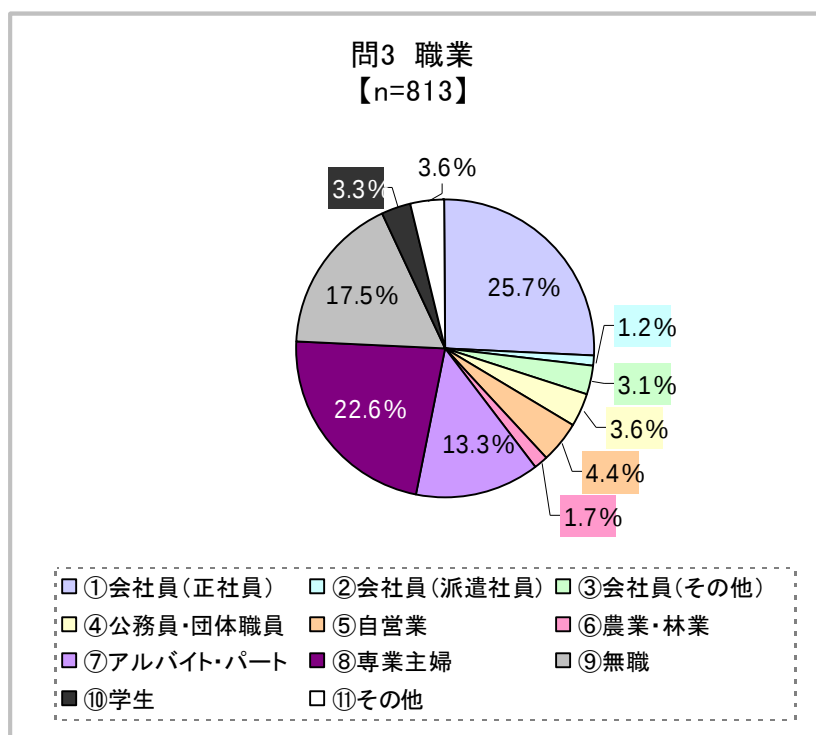
(2) 年齢

回答者の年齢別の割合は、岡崎市の人口構成比率と類似した割合を示しています。



（３ 職業

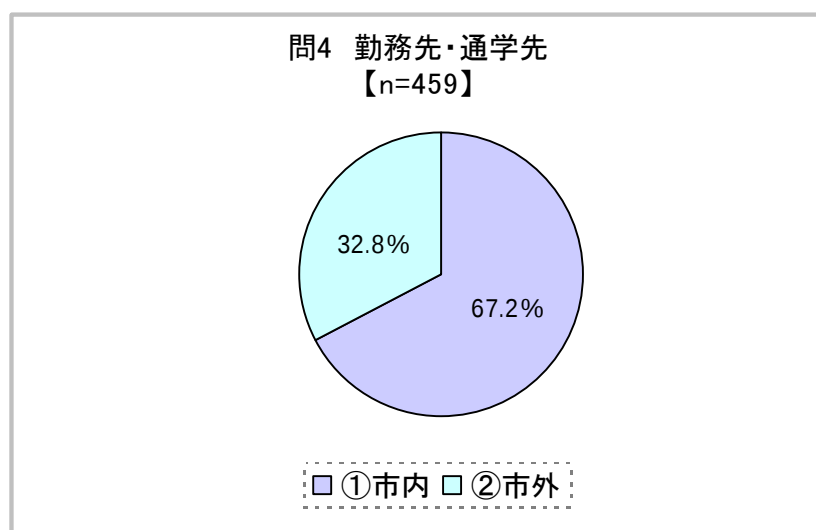
会社員が最も多く、正社員・派遣社員・その他社員を含めると、全体の約３割を占めています。次いで、専業主婦が多く、22.6%となっています。



（４ 勤務先・通学先

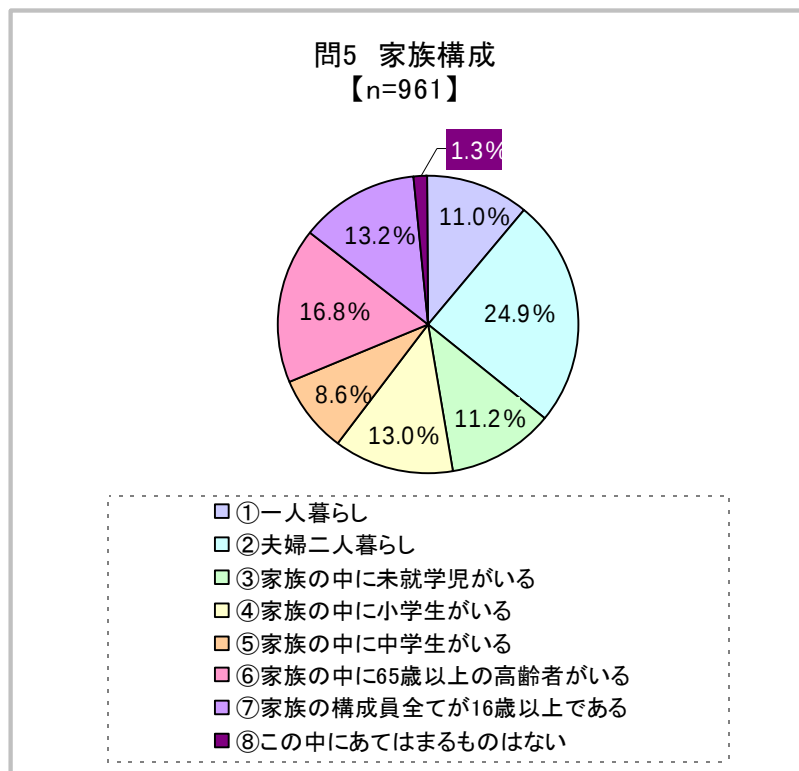
上記職業の中で、⑧専業主婦・⑨無職以外を選択した回答者（487名）に対し、勤務先・通学先を聞いたところ（無回答者数28名のため、対象回答者数は459名）、67.2%が市内に勤務もしくは通学していることが明らかとなりました。

なお、「②市外」の具体的な市町村名を見ると、豊田市が最も多く、42件（全体の約9%、次いで名古屋市が33件（全体の約7%）、安城市が17件（全体の約3%）となっています。



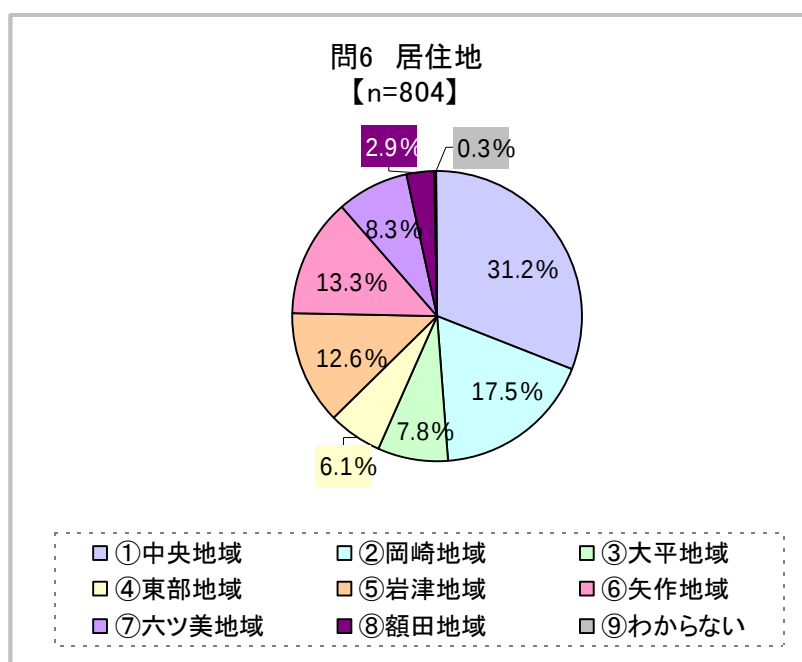
(5) 家族構成

回答者の家族構成は、「夫婦二人暮らし」が全体の 24.9%を占め、最も多い結果を示しています。次に、「家族の中に65歳以上の高齢者がいる」の 16.8%、「家族の構成員全てが16歳以上である」の 13.2%となっています。また、家族の中に中学生以下の子どもがいるという回答（③～⑤の合計）は、32.8%を占めています。



(6) 居住地

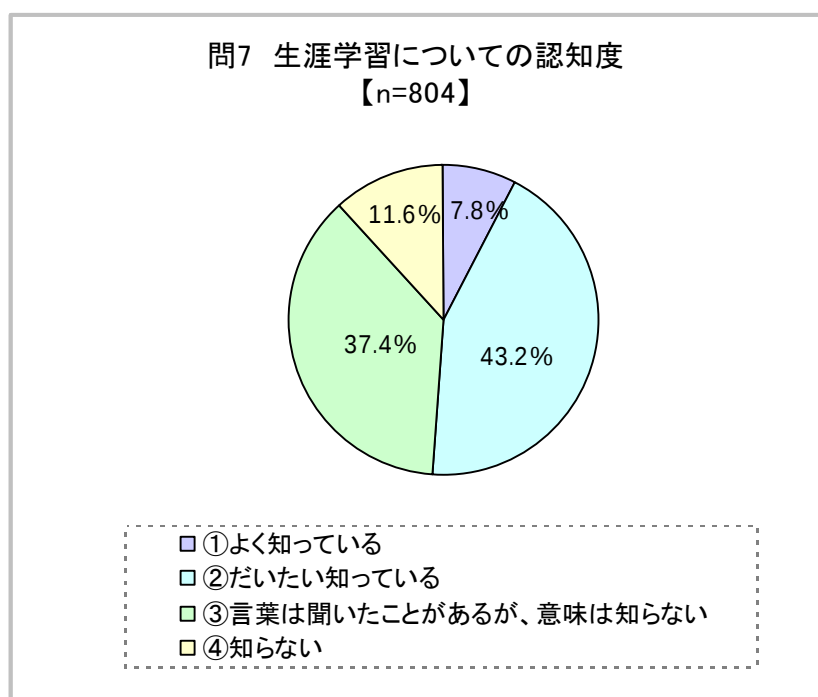
回答者が最も多い居住地は中央地域で 31.2%となっています。



2 生涯学習活動の現状と今後の希望について

(1) 生涯学習についての認知度と生涯学習のイメージ²

生涯学習についての認知度を聞いたところ、「だいたい知っている」が 43.2%で最も多くなっています。「よく知っている」の 7.8%と合わせると、約半数が生涯学習について認知しています。なお、「知らない」は 11.6%を占めています。



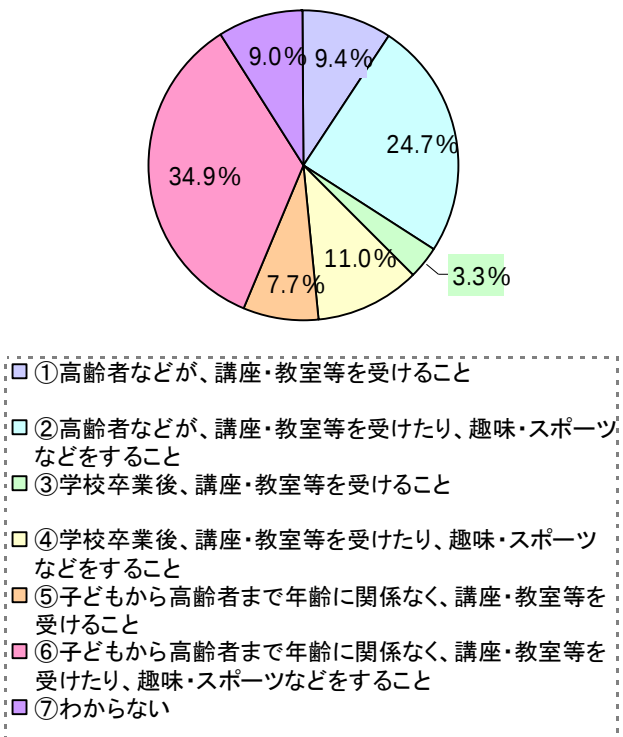
しかし、「問 7 生涯学習に対する認知度」と「問 8 生涯学習についてのイメージ」の関連性について調べると（次頁に示す「問 7・8 生涯学習に対する認知度とイメージ」参照）、生涯学習について知らない場合を除き、生涯学習についての認知度が異なることにより、生涯学習に対するイメージが大幅に異なるということはないという結果が示されました。

「知らない」を選択した回答者の 45.7%が「生涯学習のイメージがわからない」と回答しているものの、「よく知っている」、「だいたい知っている」、「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」を選択した回答者が最も多く挙げた生涯学習に対するイメージは、「子どもから高齢者まで年齢に関係なく、講座教室等を受けたり、趣味・スポーツなどをすること」であり、それぞれ、41.8%、39.1%、33.3%となっています。

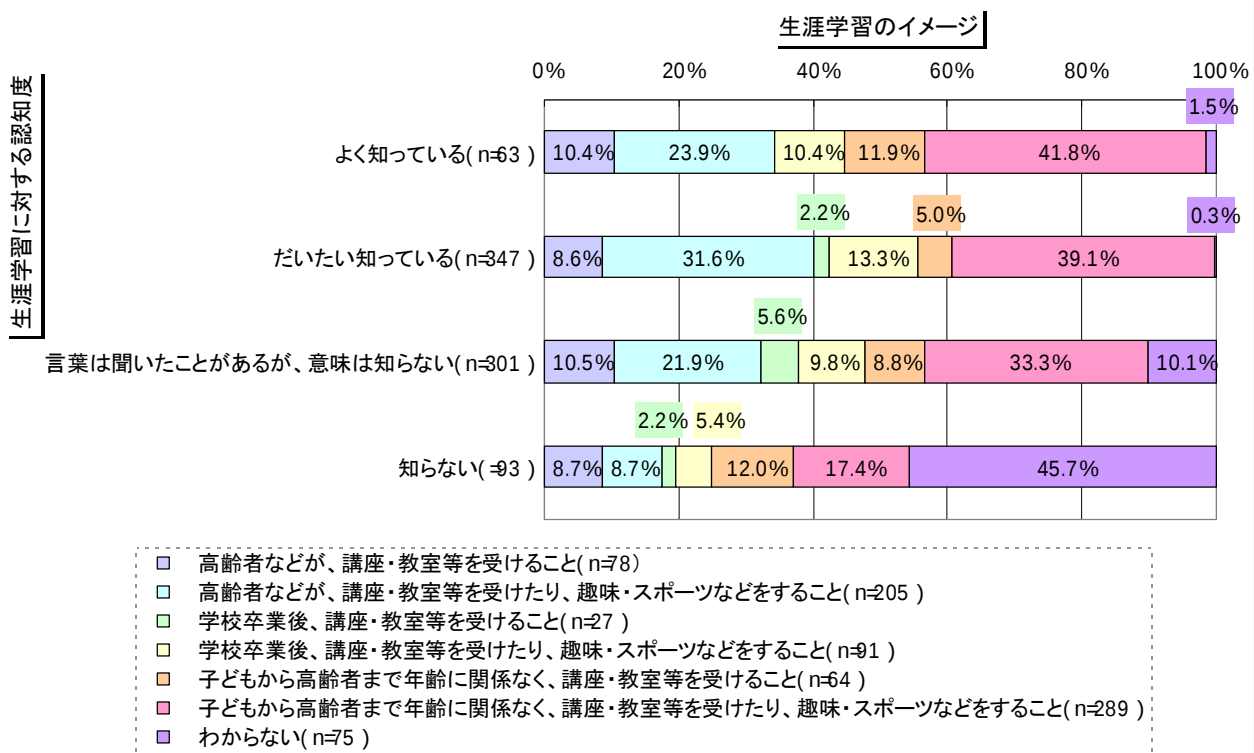
生涯学習という言葉聞いたことがある人の多くは、概ね正しいイメージを有しているということが明らかとなりました。

² 施設利用者調査では、合わせて 95.1%が「よく知っている」、「だいたい知っている」、「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」と回答しており、その回答者が最も多く挙げた生涯学習に対するイメージは、「子どもから高齢者まで年齢に関係なく、講座教室等を受けたり、趣味・スポーツなどをすること」(36.4%)でした。

問8 生涯学習についてのイメージ
【n=829】



問 7・8 生涯学習に対する認知度と生涯学習のイメージ

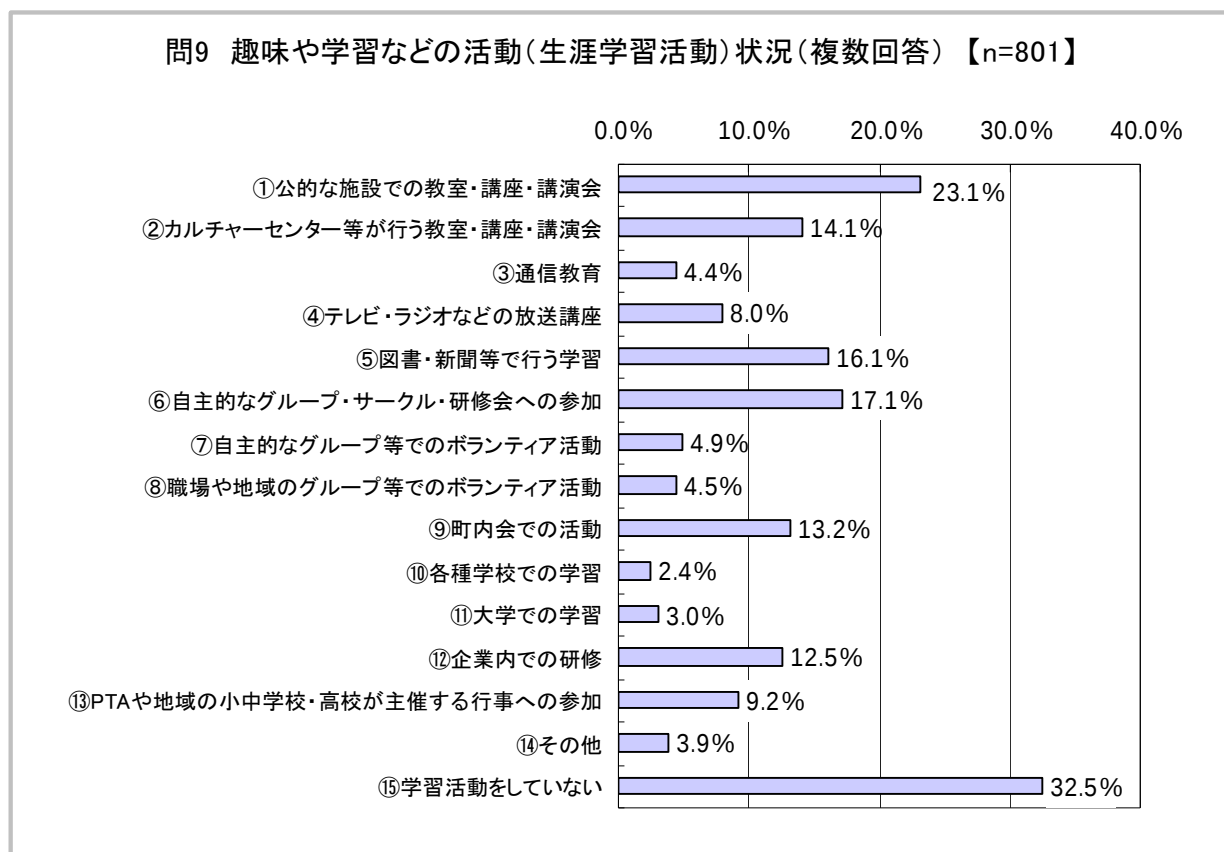


(2) 趣味や学習などの活動（生涯学習活動）状況

過去1年間において、趣味や学習などの活動（生涯学習活動）を行っているかどうかについて聞いたところ、約70%の回答者は、何らかの活動を行っていることが明らかとなりました。

最も多くの回答者が挙げた活動は、「公的な施設での教室・講座・講演会」（23.1%）であり、市の事業が活用されていることが明らかとなりました。次いで、「自主的なグループ・サークル・研修会への参加」の17.1%、「図書・新聞等で行う学習」の16.1%が多く挙げられています。

なお、その他の回答内容として、インターネットによる学習4件（全体の0.5%）、自主学習3件（全体の0.4%）、個人教授による学習3件（全体の0.4%）などが挙げられています。

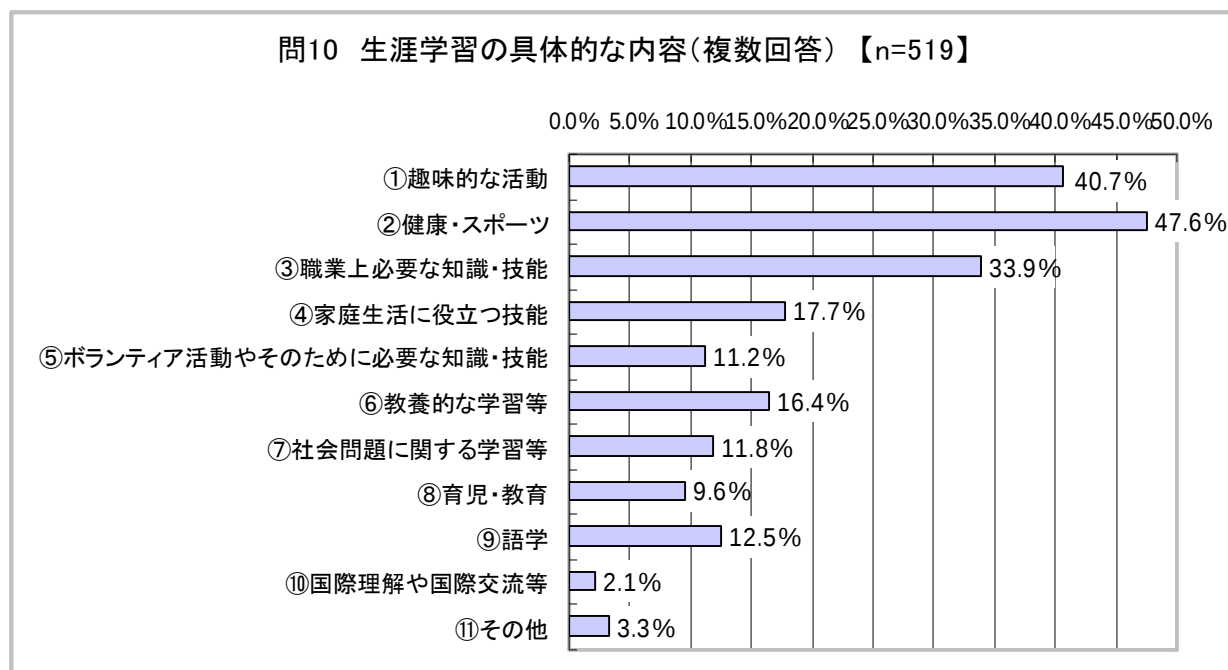


(3) 生涯学習活動に取り組んでいる回答者の状況

生涯学習の具体的な内容

生涯学習活動を行っているとは回答した回答者（541 人）に対し、具体的にどのような内容であるのかを尋ねた（無回答者数は 22 人のため、最終的な回答者数は 519 人）ところ、最も多くの回答者が取り組んでいたのが「健康・スポーツ」で、47.6%に上りました。

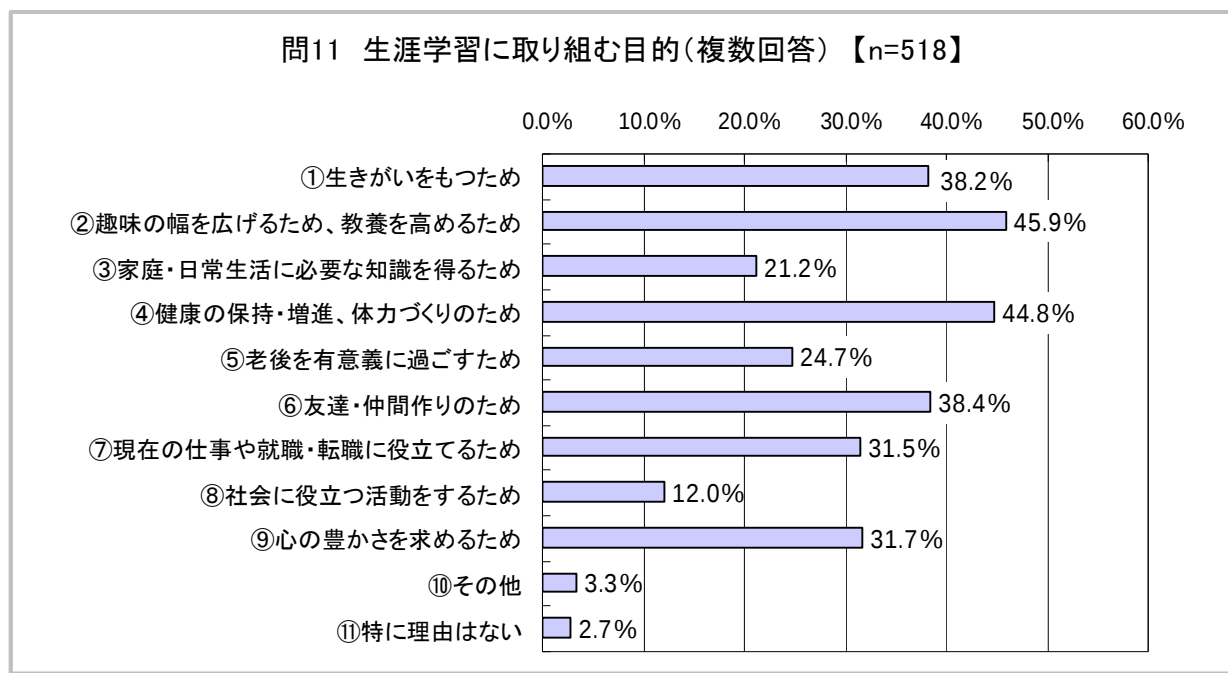
次いで、「趣味的な活動」が 40.7%、「職業上必要な知識・技能」が 33.9%となっています。



生涯学習に取り組む目的

生涯学習活動を行っているという回答した回答者（541 人）に対し、生涯学習に取り組む目的について尋ねた（無回答者数は 23 人のため、最終的な回答者数は 518 人）ところ、半数近い 45. 9% の回答者が、「趣味の幅を広げるため、教養を高めるため」を挙げています。次いで「健康の保持・増進、体力づくりのため」が 44. 8%、「生きがいをもつため」、「友達・仲間づくりのため」が 38. 4%となっています。

その他として、「認知症を防止するため」、「子どものため」、「老後の自立のため」、「知識欲のため」、「地域交流のため」などが挙げられています。



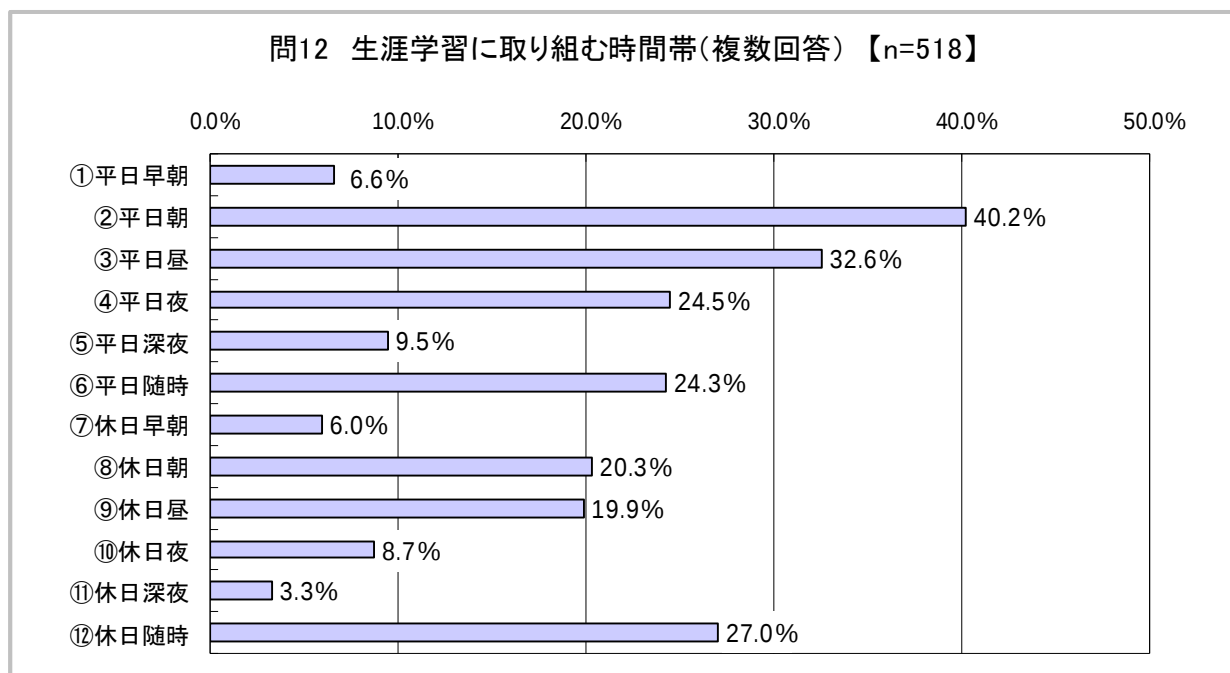
生涯学習に取り組む時間帯

生涯学習活動を行っていると回答した回答者（541 人）に対し、生涯学習に取り組む時間帯について尋ねた（無回答者数は 23 人のため、最終的な回答者数は 518 人）ところ、最も多い回答は、「平日朝」で 40.2%でした。次いで多い時間帯は、「平日の昼」が 32.6%、「休日随時」が 27.0%となっています。（表：問 12 参照）。

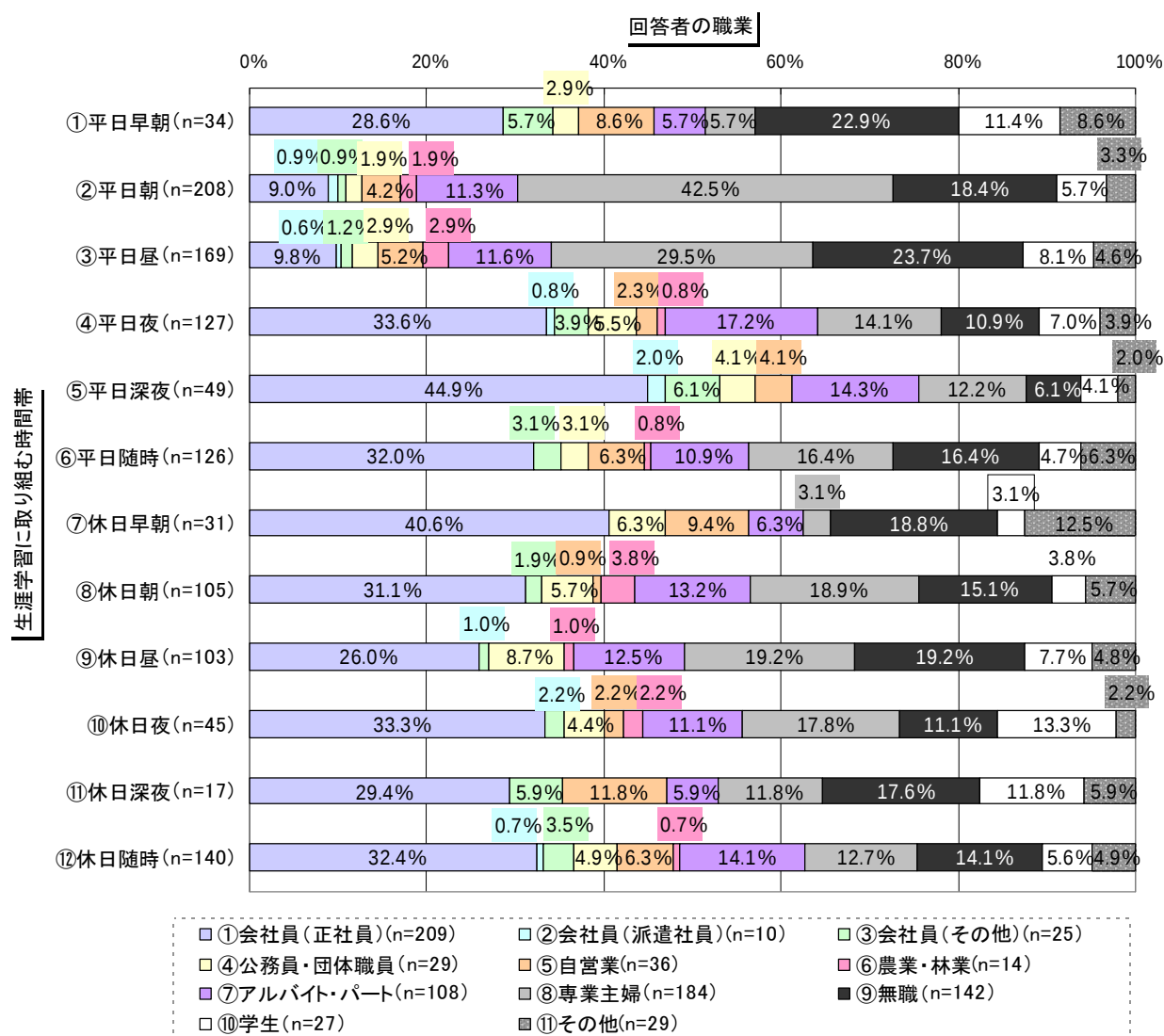
ただし、職業と生涯学習に取り組む時間帯の関係を見ると、平日の朝と昼に活動している回答者は専業主婦もしくは無職の方が多く、会社員は平日夜・深夜、もしくは休日の活動が多いという結果を示しています。（次頁の問 12-2 を参照）

※なお、具体的な時間区分は以下のとおりです。

- 早朝（ 6 時～ 9 時）
- 朝（ 9 時～13 時）
- 昼（13 時～18 時）
- 夜（18 時～22 時）
- 深夜（22 時～ ）



問12-2 職業と生涯学習に取り組む時間帯の関係



生涯学習活動場所について

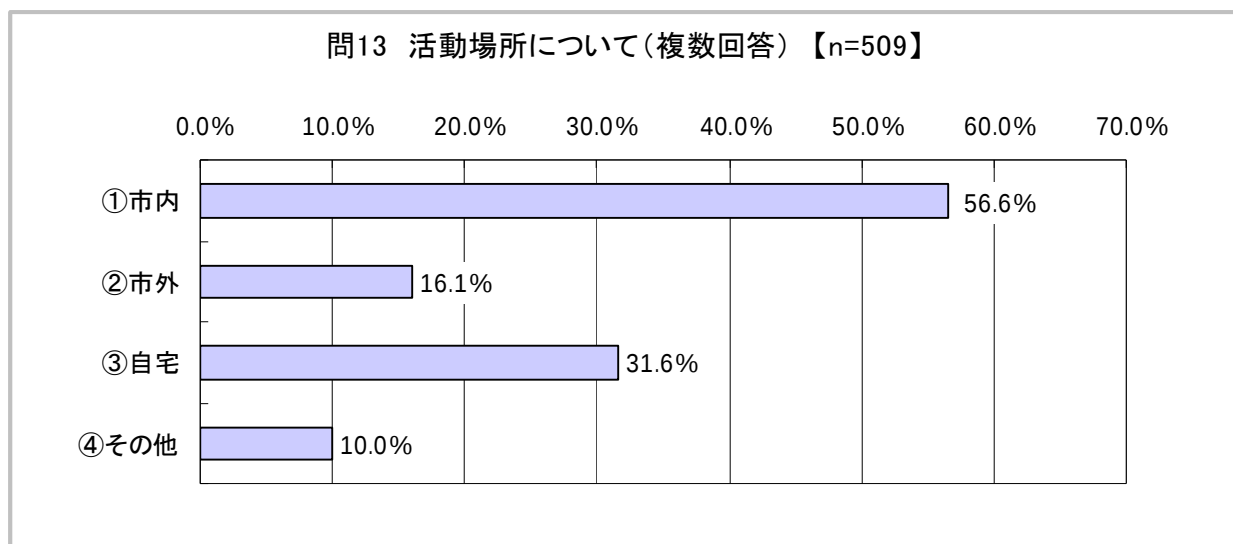
生涯学習活動を行っているという回答した回答者（541 人）に対し、生涯学習活動を行っている場所について尋ねた（無回答者数は 32 人のため、最終的な回答者数は 509 人）ところ、回答者の 56.6%は市内で活動していることが明らかとなりました。

市内での具体的な活動場所について見ると、最も多く挙げられた回答は、「学区市民ホーム」と「市民センター」で、全回答者の 8%（それぞれ 42 人）が活用しています。

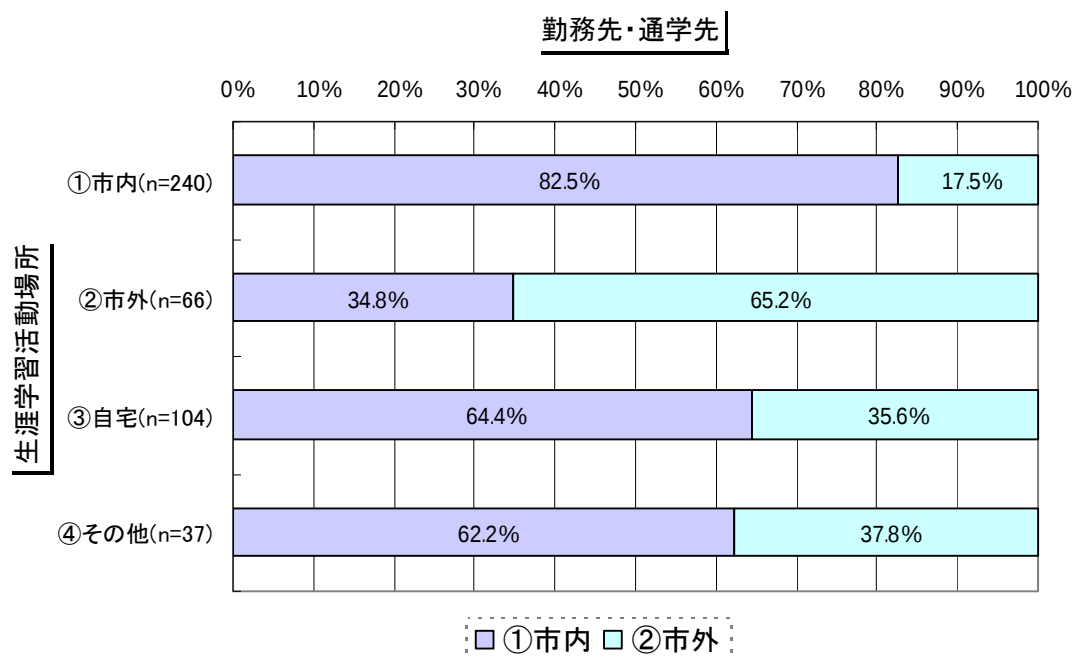
次いで、「民間施設」が多く、7%（36 人）の回答者に活用されています。

なお、勤務先・通学先と生涯学習活動場所の関連（次頁の問 13-2 を参照）について見ると、市内に勤務・通勤している場合は、市内での活動が多く、82.5%に達しています。

一方、市外に勤務・通勤している場合は、市外での活動が多く、市外通勤・通学者の 65.2%が市外で生涯学習活動に取り組んでいることが明らかとなりました。具体的には、名古屋市が 32 人（市外で活動している回答者の約 40%）、安城市が 12 人（同約 15%、豊田市が 11 人（同約 13%）となっています。



問13-2 勤務先・通学先と生涯学習活動に取り組む場所の関係

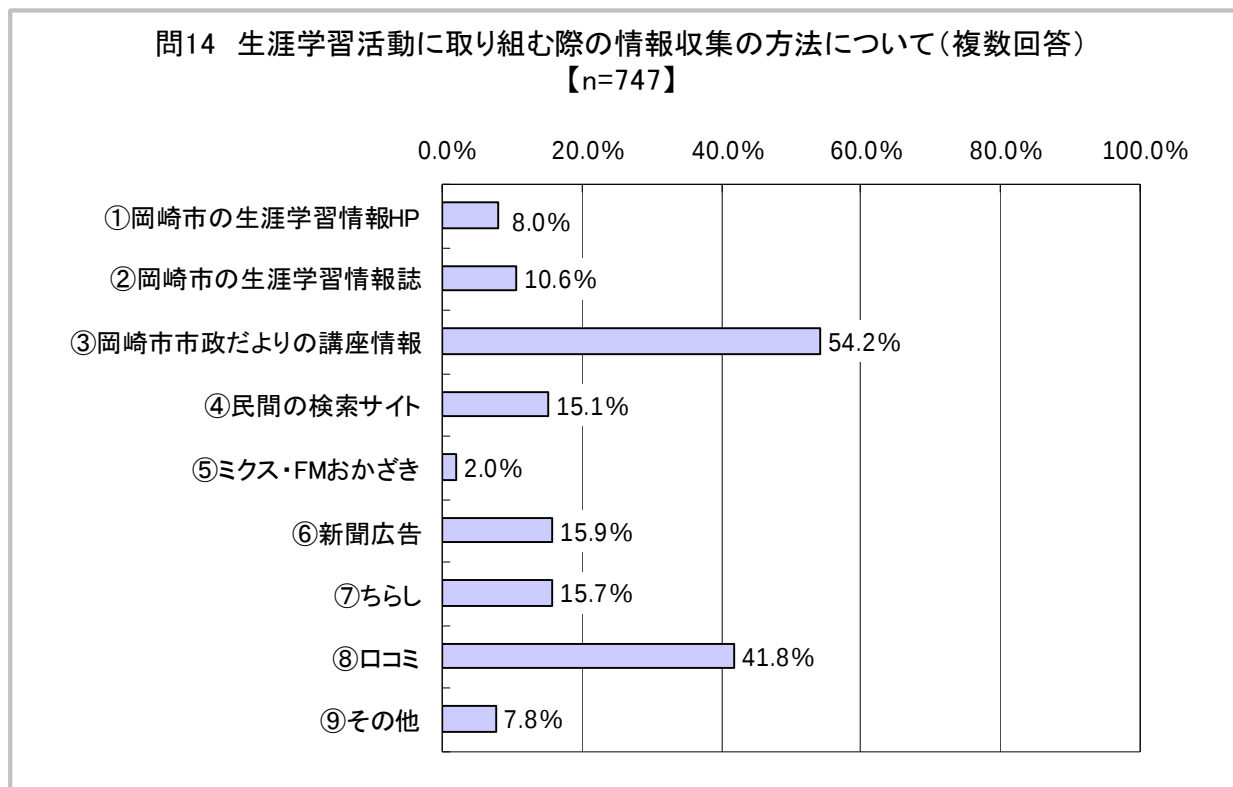


(4) 生涯学習に関する情報の取得方法について

生涯学習に取り組む際の情報収集の方法について

市民が、どのように生涯学習に関する情報を収集しているかについて尋ねたところ、半数以上の 54.2%が市の市政だよりに掲載されている講座情報を活用していることが明らかとなりました。次いで多い回答は、口コミで 41.8%を占めています。

その他として挙げられた内容は、「職場からの情報」、「学校からの情報」、「雑誌・本」、「公共施設で提供される情報」などです。なお、市が運営している生涯学習情報のホームページ及び生涯学習情報誌については、それぞれ、8.0%と 10.6%の利用に留まっています。

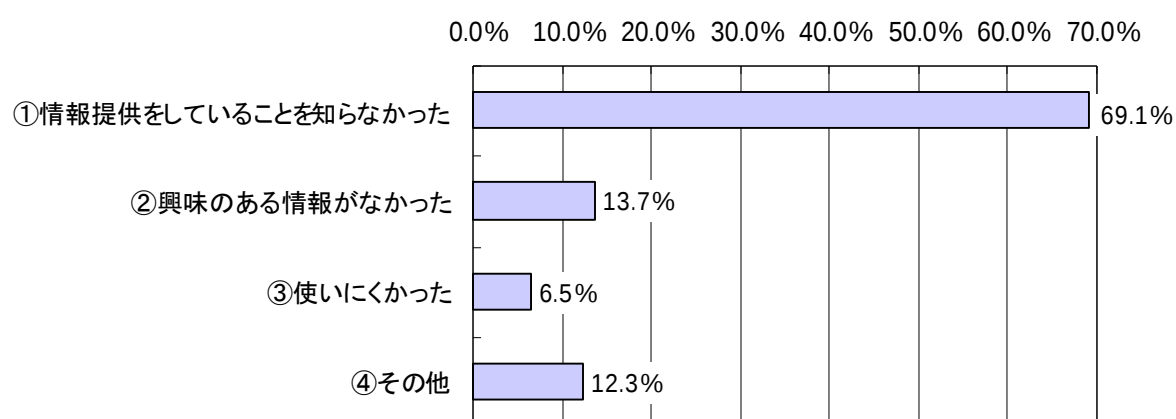


岡崎市の生涯学習情報を活用していない理由

市の生涯学習情報を提供しているホームページもしくは生涯学習情報誌を活用していない市民（640 人、うち無回答者数 145 人のため対象回答者は 495 人）に対し、市の生涯学習情報を活用していない理由について尋ねたところ、最も多い回答は、「情報提供をしていることを知らなかった」で 69.1%となっています。次いで、「興味のある情報がなかった」が多く、13.7%となっています。

その他として、「時間が無い」、「パソコンが無い」、「興味がない」などが挙げられています。

問15 市による情報提供について（複数回答）【n=495】

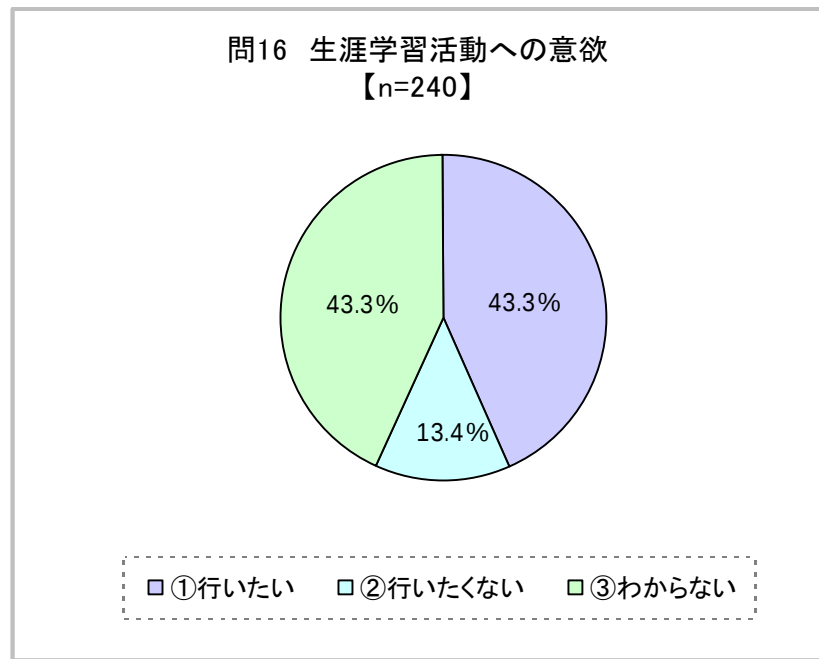


(5) 生涯学習活動を阻害する要因

生涯学習活動に対する意欲

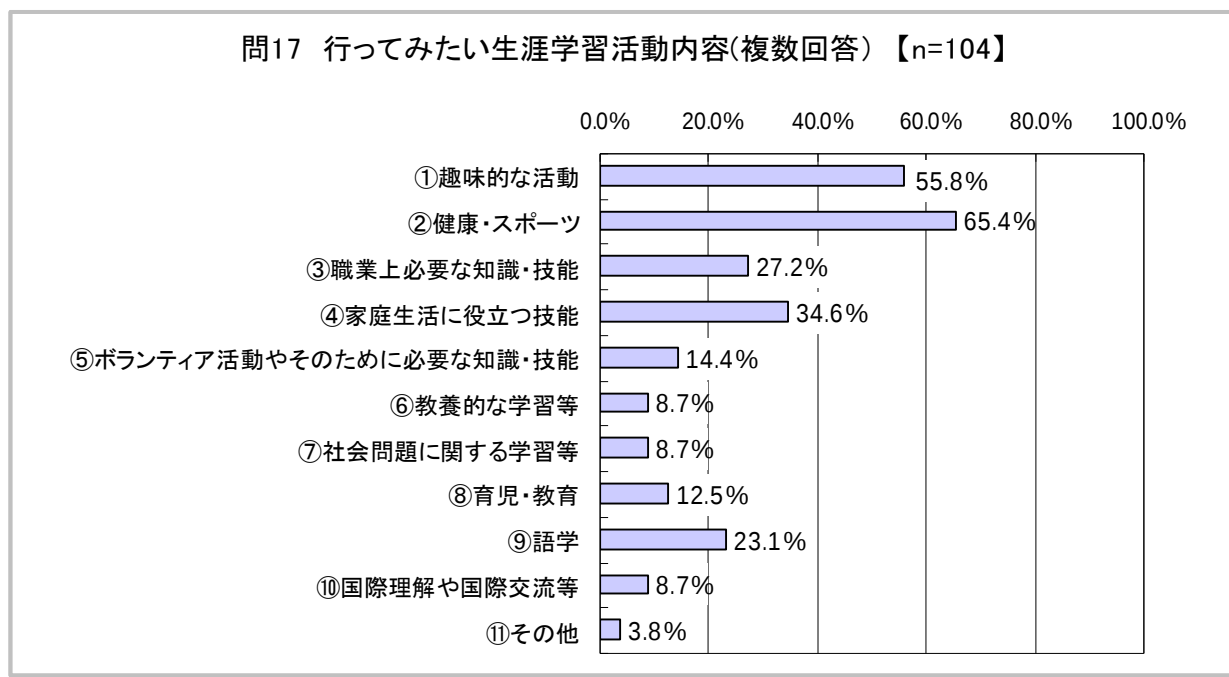
過去1年、生涯学習活動を行っていない回答者（260人）に対し、今後、生涯学習活動を行いたいかどうかについて尋ねたところ（無回答者数20人のため、対象回答者数は240人）、半数近い43.3%の回答者が「行いたい」と回答しています。

また、「行いたくない」という回答は、全体の13.4%を占めています。



行ってみたい生涯学習活動内容

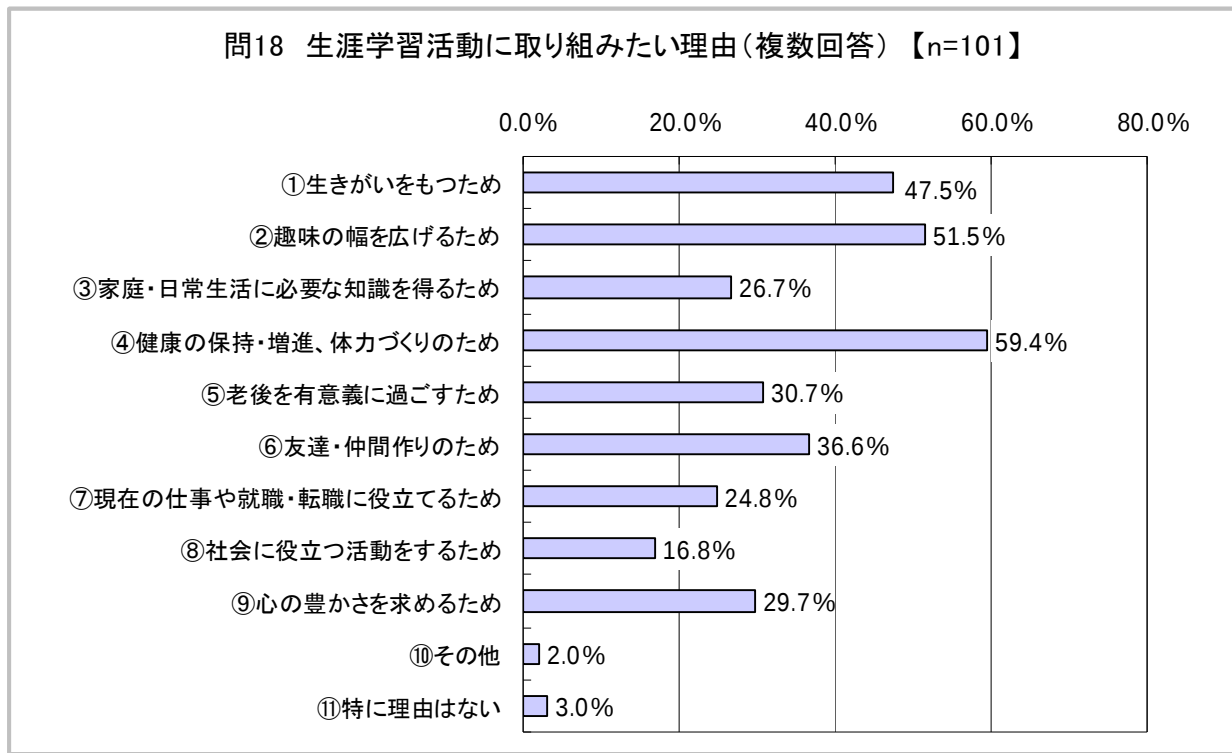
現在生涯学習活動を行っていないけれども、今後、行いたいと考えている回答者（104 人）に対し、どのような生涯学習活動内容を行ってみたいか尋ねたところ、65.4%が「健康・スポーツ」を選択しています。次いで多い回答は、「趣味的な活動」（55.8%）、「家庭生活に役立つ技能」（34.6%）となっています。



生涯学習活動に取り組みたい理由

現在、生涯学習活動を行っていないけれども、今後、行いたいと考えている回答者（104 人）に対し、今後、生涯学習活動に取り組みたいと考える理由について尋ねたところ（無回答者数 3 名のため、対象回答者は 101 名）、半数以上の 59.4%が「健康の保持・増進、体力づくりのため」と回答しています。

次いで、51.5%が「趣味の幅を広げるため」、47.5%が「生きがいをもつため」と回答しています。

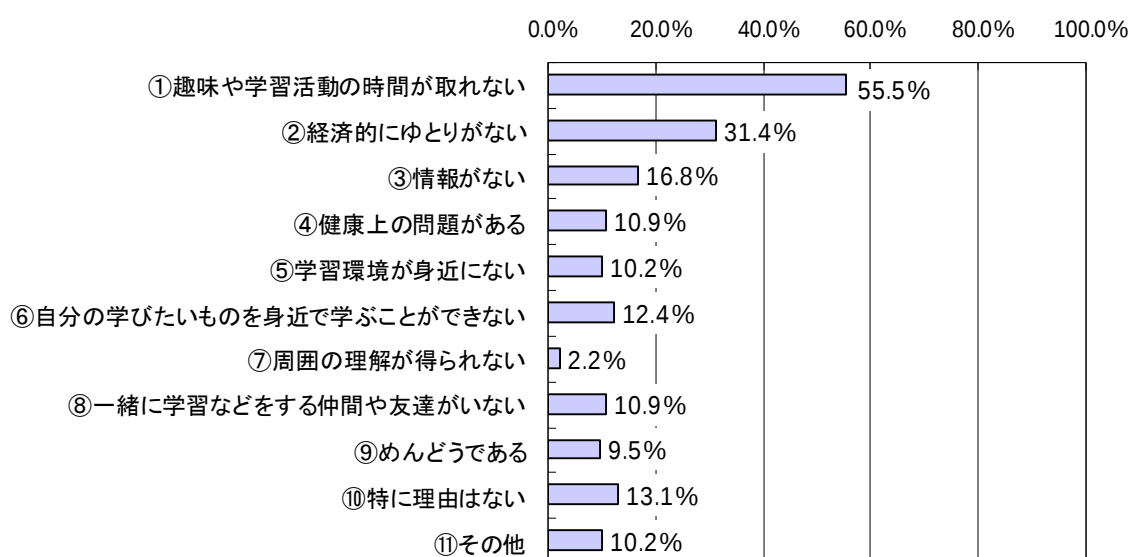


生涯学習活動をしていない理由

現在、生涯学習活動を行っておらず、今後の生涯学習活動に対する考え方が明確な回答者（156名。ただし、無回答者数が19名のため、対象回答者は137名）に対し、この1年間で生涯学習活動を行っていない理由を尋ねたところ、55.5%が「趣味や学習活動の時間が取れない」と回答しています。

次いで、「経済的にゆとりがない」が31.4%「情報がない」は16.8%が多く挙げられています。

問19 生涯学習活動をしていない理由（複数回答）【n=137】



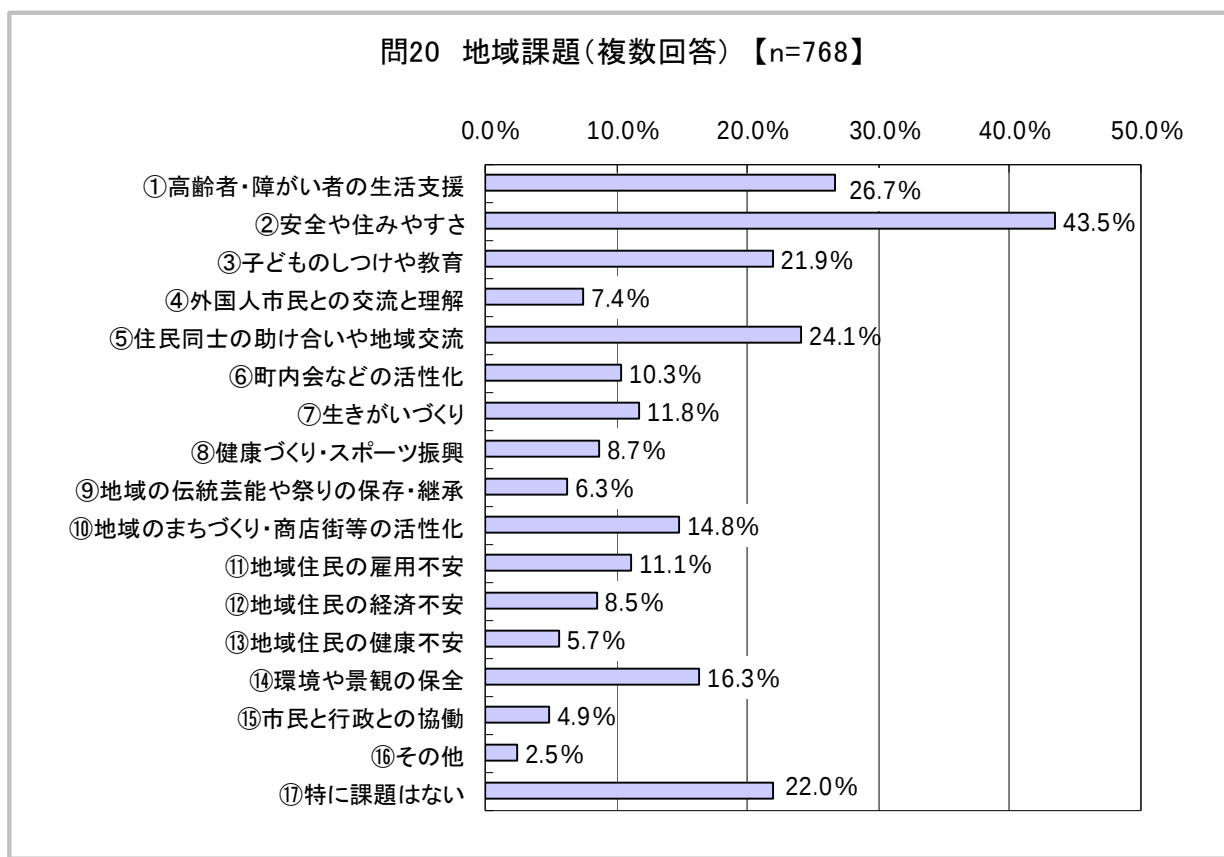
3. 地域の課題と地域での活動について

(1) 地域課題について

生涯学習活動は、地域の課題を解決するための手段となりうると考えられます。そこで、地域にどのような課題があると考えているのかを尋ねたところ（無回答者数 42 名、対象回答者数 768 名）、43.5%の回答者が「安全や住みやすさ」を挙げています。

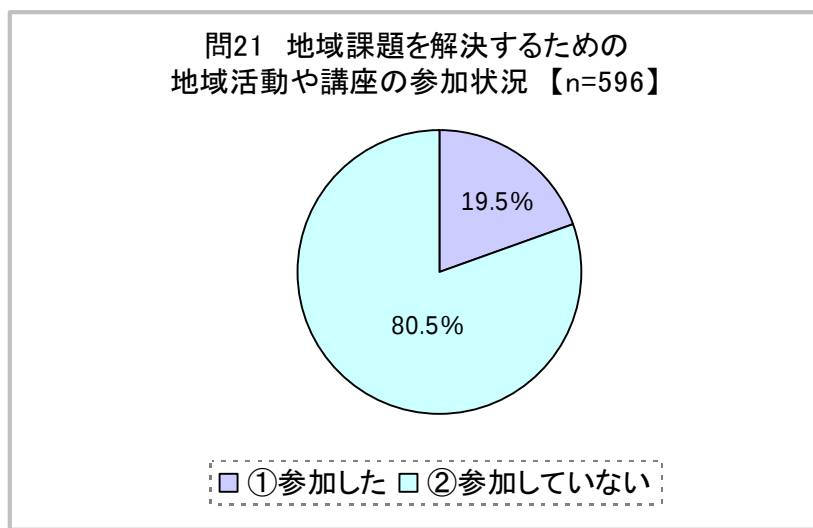
次いで、「高齢者・障がい者の生活支援」（26.7%）、「住民同士の助け合いや地域交流」（24.1%）が挙げられています。なお、「特に課題はない」という回答も 22.0%に上っています。

また、その他の課題として、交通渋滞や地域の高齢化などが挙げられています。



(2) 地域課題を解決するための活動や講座等への参加状況

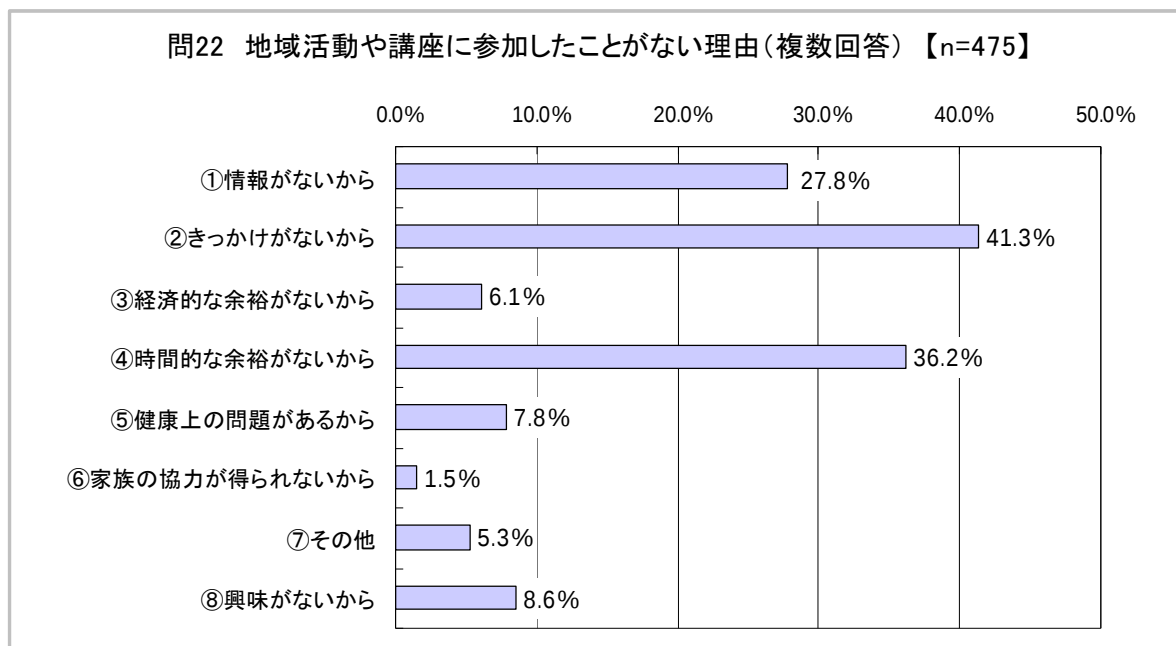
地域に何らかの課題があると感じている回答者（ただし、問 20 を無回答とした回答者の一部も含むため、641 人）に対し、地域課題を解決するための地域活動や講座に参加しているかどうかについて尋ねたところ（無回答者 45 人、対象回答者 596 人）、80.5%が参加していないことが明らかとなりました。



(3) 地域課題を解決するための活動や講座等へ参加していない理由

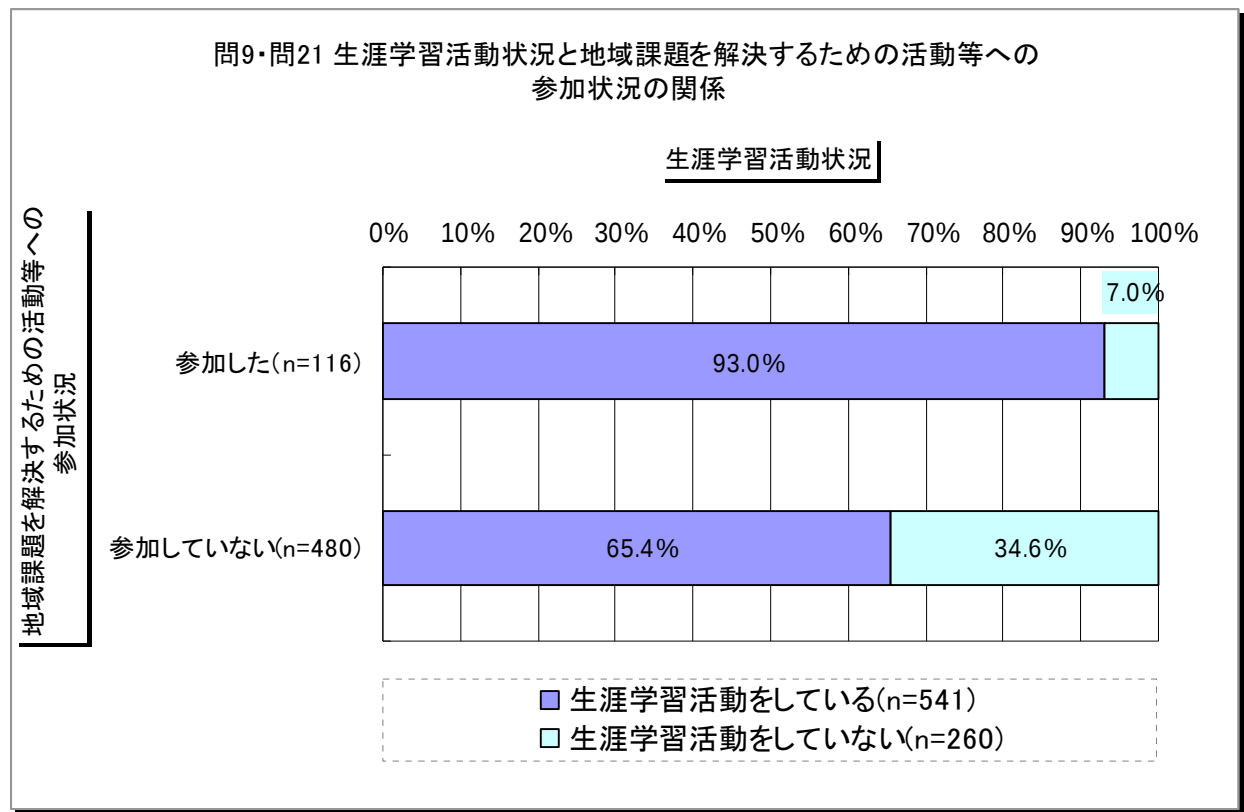
地域課題を解決するための活動や講座等へ参加していない回答者（480 人）に対し、参加したことがない理由を尋ねたところ（無回答者 5 人、対象回答者 475 人）、41.3%が「きっかけがないから」を選択しています。

次いで、「時間的な余裕がないから」が 36.2%、「情報がないから」が 27.8%となっています。



なお、生涯学習活動状況と地域課題を解決するための活動等への参加状況の関係について見ると、地域課題を解決するための活動等へ参加している市民の93.0%は生涯学習活動を実施しています。

一方、参加していない市民についても65.4%は生涯学習活動を実施していることが明らかとなりました。



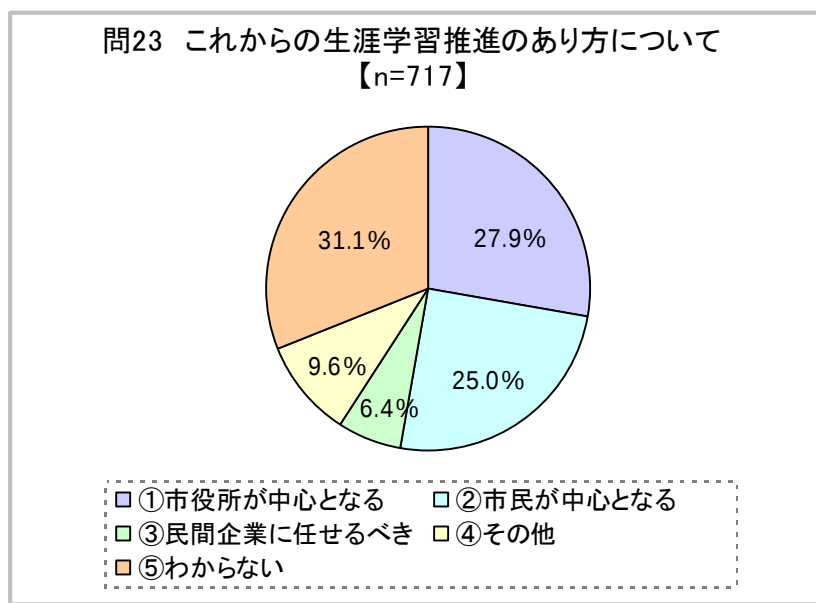
4. これからの生涯学習活動のあり方について

(1) これからの生涯学習推進のあり方について³

これからの生涯学習推進のあり方について尋ねたところ、最も多い回答は「⑤わからない」の30.9%でしたが、次いで、「①市役所が中心となる」という回答が多く、27.9%を示しています。また、「②市民が中心となる」も25.1%となっています。

ただし、①を選択した回答者のうち、6名（全回答者の約1%）は、「本来は市民が中心となるべきだが、さまざまな課題があるため、まずは市役所が中心となるべき」という説明を加えていることに留意する必要があります。

なお、その他の回答を詳細に見ると、「市役所と市民の協働で行う」が31件（全体の4.4%）、「市役所、市民、民間企業が協働で行う」が12件（全体の1.7%）、「市役所と民間の協働で行う」が7件（全体の1%）、「市民と民間の協働で行う」が5件（全体の0.7%）となっており、複数の主体の協働による実施が全体の7.8%を占めています。



また、それぞれの回答を選択した理由として多く挙げられた内容は、以下のとおりです。

「市役所が中心となる」を回答した理由

- ・参加する際の費用負担が軽減されるため（23件）
- ・市には情報提供力があるため（17件）
- ・安心感があるため（14件）
- ・気楽に参加できるため（6件）
- ・公平性が必要であるため（6件）
- ・税金を払っているのだから、市が対応すべき（5件）
- ・市が中心となった方がまとまるため（5件）

³ 施設利用者調査では、「①市役所が中心となる」との回答が55.9%と半数以上を占めており、「②市民が中心となる」は26.9%となっています。施設別に最も多かった回答を見ると、市民センターでは「①市役所が中心となる」が多く61.7%であった一方、地域交流センター・りぶらでは「②市民が中心となる」が多く、43.9%でした。

なお、「本来は市民が中心となるべきだが、さまざまな課題があるため、まずは市役所が中心となるべき」という意見が6件挙げられています。

「市民が中心となる」を回答した理由

- ・市民自らが行動すべきであるため（16件）
- ・市民が中心となった事業の方が参加しやすいため（15件）
- ・地域活性化につながるため（8件）
- ・地域住民の意見が反映されやすいため（5件）

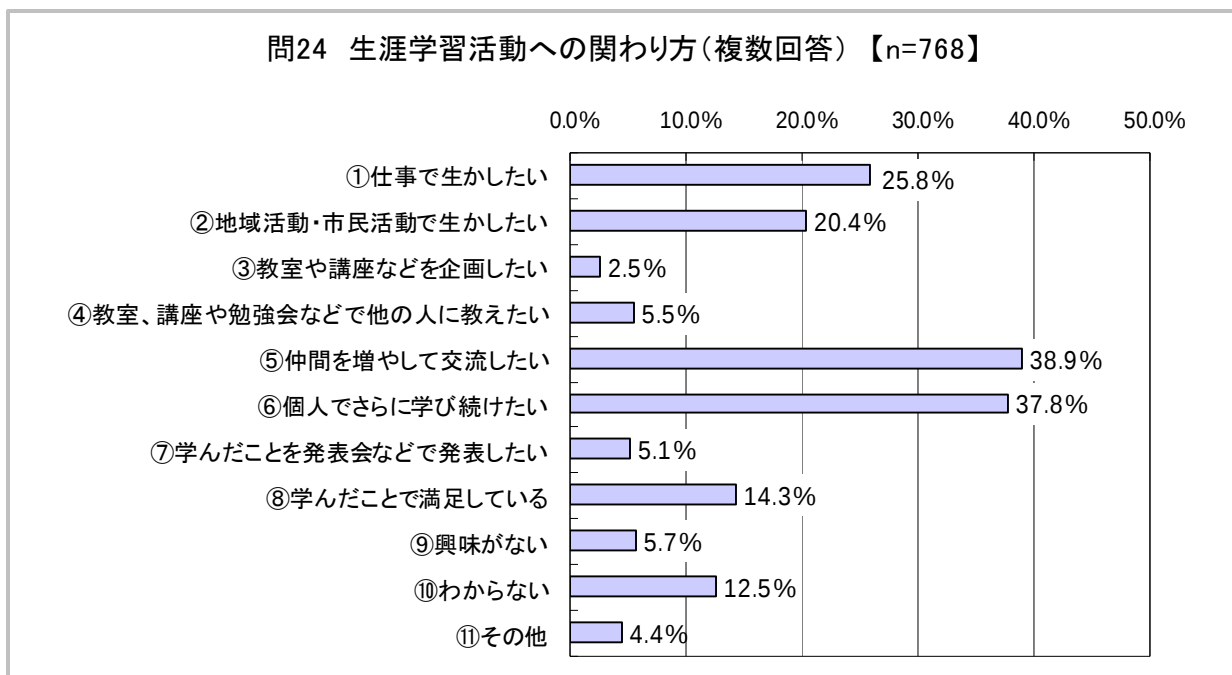
「民間企業に任せるべき」を回答した理由

- ・民間の方が内容の質が高いから（7件）
- ・税金を使うべきではないから（4件）
- ・豊富なメニューがあるから（4件）
- ・ノウハウがあるから（3件）

（2）今後の生涯学習活動への関わり方⁴

今後、どのように生涯学習活動に関わっていきたいかということを探ったところ（無回答者50人、対象回答者768人）、38.9%が「仲間を増やして交流したい」、37.8%が「個人でさらに学び続けたい」と回答しています。

次いで多い回答は「仕事で生かしたい」で、25.8%となっています。



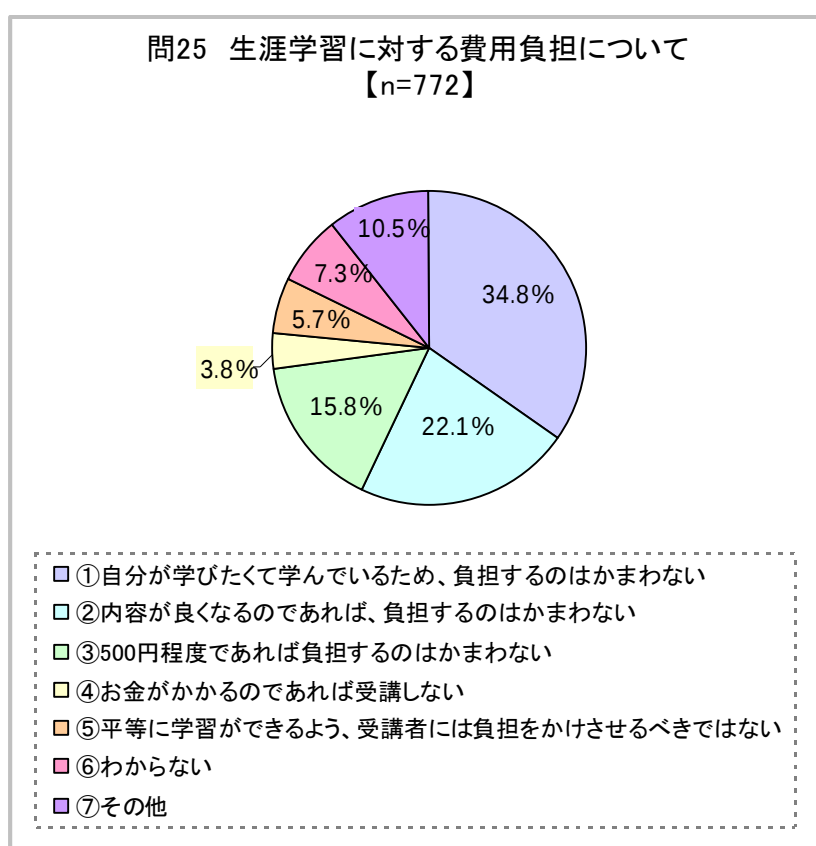
⁴ 施設利用者調査でも、「仲間を増やして交流したい」(57.3%)、「個人でさらに学び続けたい」(46.7%)との回答が多く得られました。一方、「仕事で生かしたい」との回答は10.9%と少なくなっています。

（３）生涯学習に対する費用負担について^５

生涯学習を行うにあたっての費用負担に対する考え方について尋ねたところ（無回答者 38 人、対象回答者 772 人）、最も多い回答は、「①自分が学びたくて学んでいるため、負担するのはかまわない」の 34.8% でした。次いで多い回答は、「②内容が良くなるのであれば負担するのはかまわない」で 22.1% となっています。

また、その他の内訳を見ると、①と②を選択した回答者が最も多く、29 件（全回答者の 3.8%）でした。これらを含めると、6 割以上の市民が、費用負担に対して抵抗がないことがうかがえます。

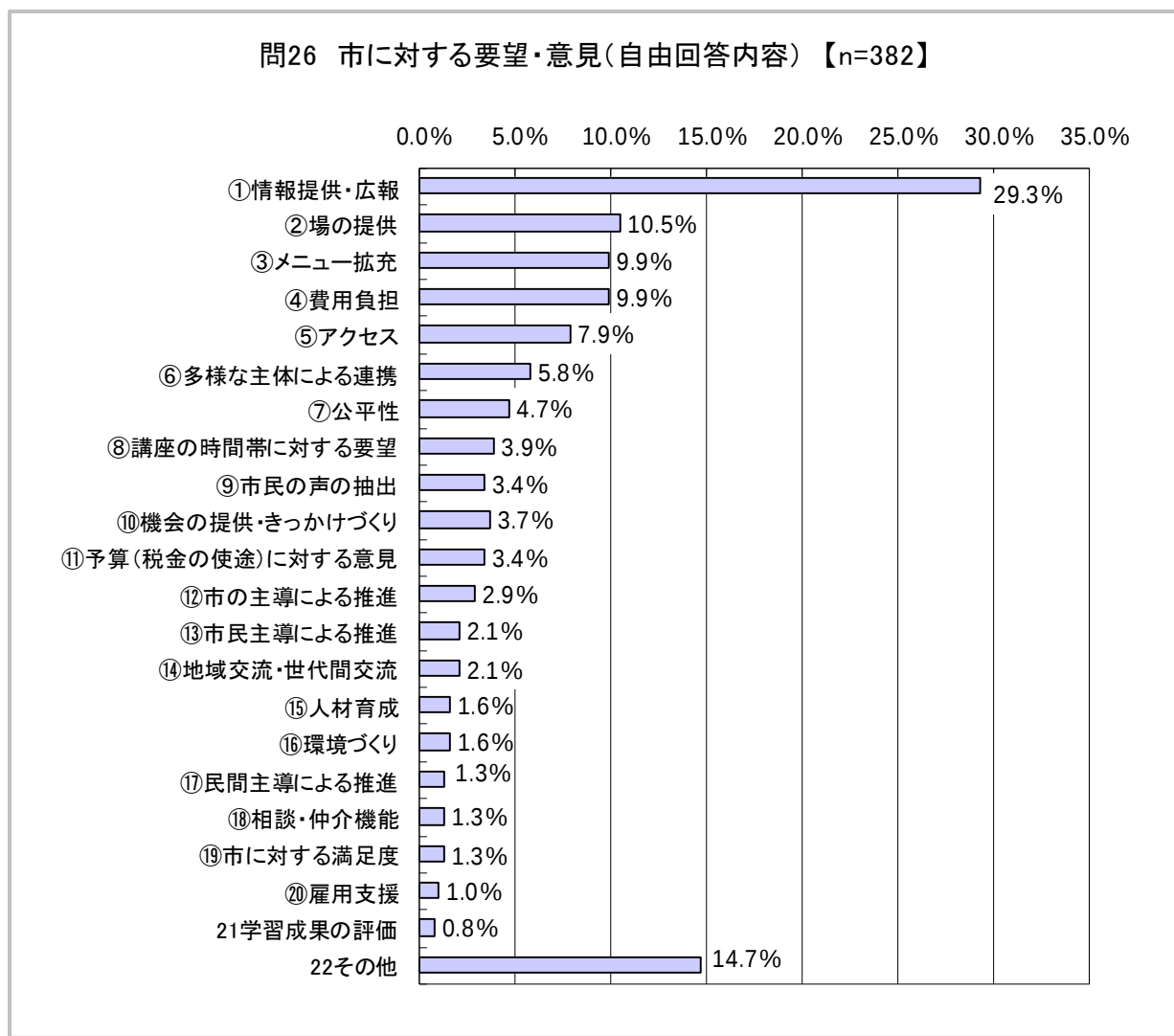
一方、「④お金がかかるのであれば受講しない」を選択した回答者は 3.8%、「⑤平等に学習ができるよう、受講者には負担をかけさせるべきではない」は 5.7% となっています。



⁵ 施設利用者調査においても、「①自分が学びたくて学んでいるため、負担するのはかまわない」(57.5%)「②内容が良くなるのであれば負担するのはかまわない」(30.4%)との回答が多く得られており、利用者が費用負担を肯定的に捉えていることがうかがえます。

5. 市への要望・意見

市に対する要望・意見（自由回答）の内容を分類した結果は、以下のグラフのとおりです。最も多い要望・意見は、「情報提供・広報」で 29.3%に上っています。生涯学習に関する情報提供が十分になされていないと認識されていることがうかがえます。



上位 5位を占めた具体的な意見の概要は、以下のとおりです。

(1) 情報提供・広報

- ・市民に分かりやすいPRをしてもらいたい
- ・市政だよりをもっと活用してもらいたい
- ・紹介のみではなく積極的な働きかけなど、広報活動が必要
- ・市民団体、高等教育機関等及び民間の情報も含め、情報を一元化してもらいたい
- ・市は情報発信基地になるべきである

(2) 場の提供

- ・市民が活動しやすいよう、生涯学習の場として公共施設の提供を積極的に行ってもらいたい
- ・市の施設には制限があるため、利用しやすい形で提供してもらいたい

(3) メニュー拡充

- ・子どもから高齢者まで幅広い世代、外国人など誰もが参加できる内容にってもらいたい
- ・ニーズが多様化しているため、偏りなく誰もが平等に参加できるようにしてもらいたい
- ・きっかけづくりのためには多様なメニューが必要

(4) 費用負担

- ・参加者の経済的負担を軽減するために市が費用を負担することが望ましい
- ・市民団体や企業が実施する生涯学習事業に対し、資金援助をしてもらいたい
- ・市民が生涯学習を始めるきっかけをつくるためには、低料金・無料で参加できるような事業を提供する必要がある

(5) アクセス

- ・身近な場所で生涯学習に取り組むことができればもっと気軽に参加できる
- ・交通手段の確保が難しいため、地域で生涯学習に取り組むことができる環境を整備してほしい
- ・交通の便の悪い地域の在住者のために公共交通網を整備してほしい

資料編 2 生涯学習関係法令一覧

主な生涯学習関係法令とその動向については、以下のとおりです。

年月	年号	法律	内容
1990	平成 2	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律	生涯学習の対象として、学校教育・社会教育と並び、文化活動を主たる分野に含め、文化に関する機関や団体との連携、文化活動の機会や情報の提供等を具体的な内容として掲げた（第 3 条、第 5 条）。これにより、生涯学習は、学校教育、社会教育、文化活動の全てを含むものとして定義されるようになった。
200 6	平成 1 6	教育基本法の改正	第 3 条 生涯学習の理念（国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない）が新たに追加された。
200 8	平成 20	社会教育法の改正	生涯学習の理念が追加されたことにより、社会教育における国及び地方公共団体の任務に関する規定が整備された（第 3 条）。
200 8	平成 20	図書館法の改正	社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供することが新たに規定された（第 3 条第 8 項）
200 8	平成 20	博物館法の改正	社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供することが新たに規定された（第 3 条第 9 項）

資料編 3 生涯学習に関する国等の主要な動向

年代	年号	国の動き	国際的な動き
1965	昭和40		【ユネスコ】 ・第3回成人教育推進国際委員会において生涯教育を提言（ユネスコ成人教育部長ポール・ラングラン）
1971	昭和46	・社会教育審議会 「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」答申（4月30日）	
1972	昭和47	・日本経済調査協議会 「新しい産業社会における人間形成—長期的観点から見た教育のあり方—」報告書 （OECDのリカレント教育に言及）	
1973	昭和48		【OECD】 ・報告書「リカレント教育＝生涯学習のための戦略＝」発表 【ICAE】 ・国際成人教育協議会の設立
1974	昭和49	・社会教育審議会 「在学青少年に対する社会教育の在り方について」建議 ・社会教育審議会 「市町村における社会教育指導者の充実強化のための施策について」答申 ・社会教育審議会 「乳幼児期における家庭教育の振興方策について」建議	
1976	昭和51		【ユネスコ、ナイロビ会議】 ・成人教育の発展に関する勧告
1981	昭和56	・中央教育審議会 「生涯教育について」答申（6月11日） ・「放送大学学園法」施行（6月11日）	【ユネスコ】 ・教育と労働の相互作用に関する勧告
1984	昭和59	・臨時教育審議会設置	

年代	年号	国の動き	国際的な動き
1985	昭和60	- 放送大学本放送開始 - 臨時教育審議会 「教育改革に関する第1次答申」 (6月26日)	【ユネスコ】 第4回国際成人教育会議 「学習権宣言」
1986	昭和61	- 臨時教育審議会 「教育改革に関する第2次答申」 (4月23日) - 社会教育審議会社会教育施設分科会 報告 「社会教育施設におけるボランティア 活動の促進について」	
1987	昭和62	- 臨時教育審議会 「教育改革に関する第3次答申」 (4月1日) - 臨時教育審議会 「教育改革に関する第4次答申（最終 答申）」(8月7日) - 教育改革実施本部設置 (本部長文部大臣) - 教育改革推進大綱を閣議決定	
1988	昭和63	- 生涯学習モデル市町村事業開始 - 生涯学習局を設置(7月)	
1989	平成元	- 第1回全国生涯学習フェスティバル 開催(千葉県) - 全国民間カルチャー事業協議会発足	
1990	平成2	- 中央教育審議会 「生涯学習の基盤整備について」答申 (1月30日) 「生涯学習の振興のための施策の推 進体制等の整備に関する法律」施行 (7月1日) - 通産省 産業政策局に生涯学習振興室を設置 - 文部省生涯学習審議会設置	

年代	年号	国の動き	国際的な動き
1991	平成 3	・中央教育審議会 「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」答申（4月19日） ・通産省 産業構造審議会に生涯学習振興部会設置 ・大学設置基準等の大綱化（科目等履修生制度開始）（6月） ・学位授与機構発足（7月）	
1992	平成 4	・生涯学習審議会 「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申（7月29日） ・通産省 産業構造審議会生涯学習振興部会 「生涯学習社会及び生涯学習の振興方策のあり方について」中間報告書（9月8日） ・学校週 5日制を実施（月1回、第2土曜日）（9月）	
1995	平成 7	・月2回の学校週 5日制を実施（第2、第4土曜日）（4月） ・文部省、通産省 「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第5条第4項第3号の規定に基づく、地域生涯学習振興基本構想」の承認基準を策定（11月6日）	
1996	平成 8	・生涯学習審議会 「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申（4月24日） ・中央教育審議会 「21世紀を展望した我が国の在り方について」第1次答申（7月19日）	【ユネスコ】 ・ドローレルレポート「学習－秘められた宝」 【OECD】 ・万人のための生涯学習の実現

年代	年号	国の動き	国際的な動き
1997	平成9	・文科省 「教育改革プログラム」策定 (1月24日) ・中央教育審議会 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第2次答申(6月26日) ・文部省 「教育改革プログラム」改訂 (8月5日) ・保健体育審議会 「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興の在り方について」答申	
1998	平成10	・放送大学の全国化(1月) ・文部省 「教育改革プログラム」改訂 (4月28日) ・中央教育審議会 「幼児期からの心の教育の在り方について」答申(6月30日) ・生涯学習審議会 「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申 (9月17日) ・中央教育審議会 「今後の地方教育行政の在り方について」答申(9月21日) ・特定非営利活動促進法(NPO法)公布	

年代	年号	国の動き	国際的な動き
1999	平成 11	・生涯学習審議会 「生活体験・自然体験が日本のこどもの心をはぐくむ」答申（6月9日） ・生涯学習審議会 「学習の成果を幅広く生かす」答申（6月9日） ・文部省 「教育改革プログラム」改訂（9月21日） ・中央教育審議会 「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」答申（12月16日） ・男女共同参画社会基本法公布 ・地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律公布	
2000	平成 12	・中央教育審議会 「少子化と教育について」報告（4月17日） ・生涯学習審議会 「新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について」答申（11月28日） ・文部省・通商産業省 「地域生涯学習振興基本構想の協議に係る判断に当たっての基準」告示（11月）	
2001	平成 13	・文部科学省組織規則 ・文部科学省「生涯学習政策局」として再編強化：生涯学習審議会を、中央教育審議会生涯学習分科会として再編（1月） ・文部科学大臣 「生涯学習フェスティバル開催要綱」決定（5月）	
2002	平成 14		【国連】 ・第57回国連総会 日本政府、「持続可能な発展のための教育の10年（Decade of Education for Sustainable Development）」に関する決議案を提出し、全会一致での採択へ

年代	年号	国の動き	国際的な動き
2003	平成15	中央教育審議会 「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申（3月）	【ユネスコ】 ・「持続可能な発展のための教育の10年」の主導機関として、国際実施計画案を提出
2004	平成16	中央教育審議会生涯学習分科会 「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」報告（3月）	
2006	平成18	教育基本法の改正	
2008	平成20	- 中央教育審議会 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について―知の循環型社会の構築を目指して―」答申（2月） - 社会教育法の改正 - 図書館法の改正 - 博物館法の改正	

資料編 4 生涯学習関連施設

本市内には、主に次の生涯学習関連施設があり、学習活動・交流の場として活用されています。

1 図書館交流プラザ（りぶら）

施設名	所在地	電話番号
中央図書館 （岡崎むかし館、ジャズコレクション展示室）	康生通西 4 丁目 71	23 -3111
市民活動総合支援センター	康生通西 4 丁目 71	23 -3100

2 市民センター

施設名	所在地	電話番号
中央市民センター	上六名 3 丁目 3 -7	55 -8066
南部市民センター（シビックセンター内）	羽根町貴登野 15	51 -1579
南部市民センター分館	羽根西新町 5 -3	53 -7831
大平市民センター	大平町皿田 6	22 -0162
東部市民センター	山綱町天神 2 -9	48 -2922
岩津市民センター	岩津町檀ノ上 26 -2	45 -2512
矢作市民センター	宇頭町小藪 80 -1	31 -3202
六ツ美市民センター	下青野町天神 64	43 -2510

3 地域交流センター

施設名	所在地	電話番号
北部地域交流センター（なごみん）	西蔵前町季平 45 -1	66 -8251
南部地域交流センター（よりなん）	上地 2 丁目 39 -1	59 -3600
西部地域交流センター（やはぎかん）	矢作町尊所 45 -1	33 -3665
東部地域交流センター（平成 24 年開館予定）	（整備中）	—

4 学区市民ホーム

施設名	所在地
中央地域	
梅園学区市民ホーム	稲熊町 4 丁目 12 -4
根石学区市民ホーム	元欠町 3 丁目 20
井田学区市民ホーム	稲熊町後田 19 -5
愛宕学区市民ホーム	伊賀町 5 丁目 121 -2
広幡学区市民ホーム	広幡町 11 -12
連尺学区市民ホーム	魚町 1 丁目 4
六名学区市民ホーム	六名南 1 丁目 2 -1

施設名		所在地
中央地域（続き）		
三島学区市民ホーム		明大寺町池上 28 -2
竜美丘学区市民ホーム		竜美台 1 丁目 5 -2
常磐南学区市民ホーム		田口町岩本 10-1
常磐東学区市民ホーム		米河内町松森 8 -3
常磐学区市民ホーム		滝町南谷 34
◆岡崎地域		
羽根学区市民ホーム		羽根町池脇 26 -3
小豆坂学区市民ホーム		戸崎町藤狭 13 -16
城南学区市民ホーム		城南町 1 丁目 5 -3
岡崎学区市民ホーム		針崎町字フロ 1 -2
福岡学区市民ホーム		福岡町西市仲 41
上地学区市民ホーム		上地 3 丁目 32 -1
◆大平地域		
男川学区市民ホーム		大平町西上野 84 -2
美合学区市民ホーム		岡町上御給 48
緑丘学区市民ホーム		美合町八ヶ尻 32
生平学区市民ホーム		茅原沢町上平 6 -1
秦梨学区市民ホーム		秦梨町平 39-2
◆東部地域		
藤川学区市民ホーム		藤川台 3 丁目 1 -8
山中学区市民ホーム		山綱町天神 2 -1
竜谷学区市民ホーム		桑谷町一斗目 6 -1
本宿学区市民ホーム		本宿町古新田 11 -1
◆岩津地域		
恵田学区市民ホーム		恵田町三月ヶ入 76 -1
岩津学区市民ホーム		岩津町字生平 1 -1
大樹寺学区市民ホーム		鴨田町田起 64 -18
大門学区市民ホーム		大門四丁目 7 -15
奥殿学区市民ホーム		奥殿町石飛 61 -2
細川学区市民ホーム		細川町長原 111 -1
◆矢作地域		
矢作東学区市民ホーム		矢作町加護畑 65 -1
矢作北学区市民ホーム		橋目町牛転 35
北野学区市民ホーム		橋目町家下 1 -1
矢作西学区市民ホーム		宇頭町正万 22 -1
矢作南学区市民ホーム		大和町西島 57 -1
◆六ツ美地域		
六ツ美中部学区市民ホーム		下青野町井戸尻 87 -1
六ツ美北部学区市民ホーム		井内町風見 6 -2

施設名	所在地
◆六ツ美地域（続き）	
六ツ美西部学区市民ホーム	赤渋町道本 23 -1
六ツ美南部学区市民ホーム	中島東町 2 丁目 5 -1
◆額田地域	
豊富学区市民ホーム	檜山町仲村 10 -1
宮崎学区市民ホーム	宮崎町亀穴 33
形埜学区市民ホーム	桜形町福塚 3
形埜学区市民ホーム 井沢分館	井沢町大東 24 -1
形埜学区市民ホーム 小楠分館	小久田町寺辻 2 -2
下山学区市民ホーム	保久町中村 72 -1
下山学区市民ホーム 外山分館	外山町クイゼ 53 -1

5 その他施設等

施設名	所在地	電話番号
岡崎公園 （三河武士のやかた家康館・岡崎城・二の丸能楽堂 城南亭・葵松庵）	康生町 561 -1	24 -2204
美術博物館（マインドスケープ・ミュージアム）	高隆寺町峠 1	28 -5000
おかざき世界子ども美術博物館	岡町鳥居戸 1 -1	53 -3511
美術館	明大寺町茶園 11 -3	51 -4280
奥殿陣屋	奥殿町雑谷下 10	45 -7230
東公園	欠町大山田 1	24 -0050
動物総合センター（Animo）・東公園動物園	欠町大山田 1	27 -0444
南公園（交通広場・遊園地）	若松町萱林 1 -1	52 -9095
市民休養施設桑谷山荘	山綱町扇子山 284	48 -2855
シビックセンター	羽根町貴登野 15	72 -5111
市民会館	六供町出崎 15 -1	21 -9121
せきれいホール	朝日町 3 丁目 36 -5	25 -0511
竜美丘会館	東明大寺町 5 -1	24 -3951
甲山閣	六供町甲越 6 -21	23 -5083
ぬかた会館	檜山町山ノ神 10 -1	82 -2268
額田図書館	檜山町山ノ神 10 -1	82 -2953
岡崎げんき館	若宮町 2 丁目 1 -1	21 -1230
中央総合公園（総合体育館）	高隆寺町峠 1	25 -7887
市体育館	六名本町 7	53 -1811
矢作体育館	宇頭町小藪 49	31 -3202
井田体育館	伊賀新町 10 -3	24 -8061
花園体育センター	桑原町大沢 20 -90	45 -6733
勤労者体育センター	下青野町本郷 99 -1	43 -2510

施設名	所在地	電話番号
森の総合駅	檜山町山ノ神 21 -1	82 -2511
おかざき自然体験の森	八ツ木町池ノ上 10	45 -5544
茅葺の里	千万町町竹下 32 -1	83 -2590
おおだの森	檜山町及び夏山町地内	23 -6921
くらがり渓谷	石原町牧原日影 3 -1	83 -2057
こども自然遊びの森（わん Pa rk）	淡湊町堂面 125	82 -3511
少年自然の家	須淵町屋名平 44 -1	47 -2357
総合子育て支援センター	八帖北町 4 -9	26 -0706
青少年センター・太陽の城	明大寺本町 1 丁目 2	24 -2535
母子寡婦福祉会館	明大寺町義路 1 -4	54 -5833
視聴覚ライブラリー	菅生町 1 丁目 3 -1	23 -6789
市保健所	若宮町 2 丁目 1 -1	23 -6179
福祉会館	朝日町 3 丁目 2	23 -6000
中央地域福祉センター	梅園町寺裏 5 -1	25 -7701
北部地域福祉センター	岩津町西坂 54 -1	45 -8790
南部地域福祉センター	下青野町天神 78	43 -6600
西部地域福祉センター	宇頭町小藪 70 -1	34 -3211
東部地域福祉センター	山綱町中柴 1	48 -8090
高年者センター岡崎	美合町下長根 2 -1	55 -0116
老人センター清楽荘	欠町清水田 7 -1	24 -1754
中央クリーンセンター（ガラス工房・葵）	高隆寺町阿世保 5	22 -1153
総合検査センター	美合町五本松 68 -1	57 -0530
おかざき農遊館	東阿知和町乗越 12	46 -4700
ふれあいドーム岡崎	下青野町天神 77	43 -0123
勤労文化センター	美合町五本松 68 -12	53 -4163
勤労青少年ホーム	上六名 3 丁目 3 -7	51 -4104
岡崎地域職業訓練センター	羽根町小豆坂 117 -3	52 -4611
基幹集落センター	桜形町福塚 3	84 -2001
農業支援センター	東阿知和町字乙カ 116	46 -4490
農村環境改善センター	宮崎町堂庭 9 -5	83 -2447
農村婦人の家	牧平町中屋敷 23 -1	82 -3222
看護専門学校	伊賀町西郷中 104	23 -2951
愛知学泉大学・愛知学泉短期大学	舩越町上川成 28	34 -1212
愛知産業大学・愛知産業大学短期大学	岡町原山 12 -5	48 -4511
岡崎女子短期大学	中町 1 丁目 8 -4	22 -1295
人間環境大学	本宿町上三本松 6 -2	48 -7811

資料編 5 第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定経過

1 第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会

第 2 次岡崎市生涯学習推進計画の策定にあたっては、学識者や市民のさまざまな意見をいただくため、学識経験者及び市民から成る「第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会」を設置し、本計画（案）に対する助言や提言をいただきました。委員名は、以下のとおりです。（敬称略）

役職	氏名	備考
委員長	斉藤 秀平	学識経験者（名古屋商科大学教授）
副委員長	戸松 恵美	市民団体（りぶらサポータークラブ）
委員	瀬田 祐輔	学識経験者（愛知教育大学講師）
委員	澤 博史	学識経験者（岡崎市社会教育審議会会長）
委員	長坂 清美	学識経験者（前岡崎市 P T A 連絡協議会副会長）
委員	森崎 健吾	学識経験者（ミクスネットワーク(株)取締役編成部長兼技術部長）
委員	森 和弘	市民団体（りぶらサポータークラブ）
委員	服部 春男	市民公募
委員	木村 美和	市民公募
委員	柴田 恭子	市民公募

2 策定スケジュール

日程	内容
平成 21 年 10 月 9 日	第 1 回第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会 ①第 2 次岡崎市生涯学習推進計画について ②第 2 次岡崎市生涯学習推進計画基礎調査について
平成 21 年 11 月	岡崎市生涯学習に関する市民意識調査 （市民 3,000 名対象）
平成 22 年 2 月 15 日	第 2 回第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会 ①岡崎市生涯学習に関する市民意識調査結果について ②第 2 次岡崎市生涯学習推進計画素案について
平成 22 年 5 月 28 日	第 3 回第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会 ①今年度の策定スケジュールについて ②生涯学習推進施策について ③施策策定に伴う具体的な検討事項について
平成 22 年 7 月 9 日	第 4 回第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会 新規生涯学習推進施策について ・学びのサイクルについて ・生涯学習相談窓口について

日程	内容
平成 22 年 8 月 20 日	第 5 回第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会 生涯学習推進施策について ・地域の生涯学習推進について ・生涯学習相談窓口について
平成 22 年 9 月 2 日	第 6 回第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会 生涯学習推進計画案について ②生涯学習推進施策及び事業について
平成 22 年 10 月	パブリックコメント
平成 22 年 12 月 10 日	第 7 回第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会 パブリックコメントの結果と意見に関する考え方について 追加検討事項について
平成 23 年 1 月 31 日	第 8 回第 2 次岡崎市生涯学習推進計画策定委員会 計画最終案について ②その他（計画の概要版について、ほか）
平成 23 年 3 月	第 2 次岡崎市生涯学習推進計画 策定・公表

平成 23 年 3 月発行

第 2 次岡崎市生涯学習推進計画

岡崎市図書館交流プラザ 市民活動総合支援センター

〒444-0059 岡崎市康生通西 4 丁目 71 番地

TEL(0564)23-3110

FAX(0564)23-3142